

## V. 参考

### 1. これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抜粋）

（平成27年12月21日中央教育審議会）

### 3. 教員の養成・採用・研修に関する課題

#### （3）教員養成に関する課題

- ◆ 養成段階は「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを認識する必要がある。
- ◆ 実践的指導力の基礎の育成に資するとともに、教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせる機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。
- ◆ 教職課程の質保証・向上のため、教職課程に対する外部評価制度の導入や全学的に教職課程を統括する組織の整備を促進する必要がある。
- ◆ 教員養成カリキュラムについて、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大きくくり化や大学の独自性が発揮されやすい制度とするための検討が必要である。

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。

子供たちに、知識や技能の修得のみならず、これらを活用して子供たちが課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育む指導力を身に付けることが必要である。その際、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った指導・学習環境の設計やICTを活用した指導など、様々な学習を展開する上で必要な指導力を身に付けることが必要である。また、特別支援教育の推進、小学校における外国語教育の早期化・教科化、道徳の「特別の教科」化、幼小接続をはじめとした学校間連携等、近年の教育改革の方向に合わせた教職課程の改善を図るとともに、生徒指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが重要である。

幼児、児童、生徒や学校・地域の実情を踏まえて、各教科等の学習を通じて育成すべき資質能力を考え、教育課程を編成し、実施するカリキュラム・マネジメントに関する基礎的な能力を身に付けることも重要である。

さらに、教員が教員としての使命感や幼児、児童、生徒の発達に対する理解など、基本的な知識や能力を備えていることが必要となることはもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、幼稚園、小・中学校をはじめとした各学校等の特色や関係性に関する幅広い知見、地域との連携・協働を円滑に行うための資質を備えた教員を養成することも重要である。

また、教職課程の学生が学校や教職についての深い理解や意欲を持たないまま安易に教員免許状を取得し、教員として採用されているとの指摘もある。教員養成課程を有する大学・学部の附属学校を積極的に活用するなど、実践的指導力の基礎の育成に資するとともに教職課程の学生に自らの教員としての適性を考えさせるための機会として、学校現場や教職を体験させる機会を充実させることが必要である。

その際、附属学校については、地域のモデル校や大学における教育研究への協力といった役割だけでなく、例えば、教職大学院等と連携し、都道府県教育委員会との人事交流を活用して、附属学校の特色を生かし、教育実習校としてのみならず教員研修学校としての役割も拡大強化することも併せて検討する必要がある。

これらの教員養成上の重要課題に適切に対応し、併せて、各大学の個性や特色を発揮した教員養成を行うためには、養成段階で真に必要な基礎力を明確にした上で、厳格な成績評価はもとより、各大学の学部等において教育課程の科目全体を精選しつつ総合的かつ体系的に教員の養成を図っていくような取組が必要である。

教職課程の質の保証・向上も課題である。教職課程の質保証・向上のためのシステムとしては、開設時における課程認定と不定期に行われる教職課程実地視察のみであり、課程認定を受けた後、教職課程の質の維持向上が十分に図られていないケースも見られる。このため、現在、大学の教育活動全体についてなされている認証評価と同様の教職課程に対する外部評価制度の導入や、全学的に教職課程を統括する組織の整備を促進していくことが必要である。

さらに、学校を取り巻く様々な教育課題に対応できる教員の養成を行うことができるよう、教職課程の科目を担当する教員の意識改革や資質能力の向上も重要である。

また、大学と教育委員会の連携が進まない理由の一つとして、仮に学校現場から大学の教員養成に向けた要望がなされたとしても、これまでの教育職員免許法の下ではそうした要望に応じて大学が柔軟に教員養成カリキュラムを改善できるほどの自由度がないといった指摘もある。

こうした課題を踏まえ、学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程を大きくくり化し、大学の独自性が発揮されやすい制度とすることで、大学と教育委員会の連携の質を格段に向上させることができると考えられる。

こうした教職課程の内容の詳細については、次期学習指導要領、幼稚園教育要領の検討状況を踏まえつつ、検討していくことが必要となる。

#### 4. 改革の具体的な方向性

##### (3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

- ◆ 教員免許状の取得に必要な単位数は増加させないことを前提として、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化する。
  - ◆ 国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、新たな教育課題に対応した取組を率先して実施し、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発する。
  - ◆ 教職課程については、学校種ごとの特性を踏まえつつ、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃し、新たな教育課題等に対応できるよう見直す。
  - ◆ 国は、学校インターンシップの実施について、教育実習との役割分担を明確化しつつ、受入れ校、教育委員会、大学との連携体制の構築、大学による学生への適切な指導などの環境整備について検討する。
  - ◆ 学校インターンシップについては、教職課程において義務化はせず各大学の判断により教育実習の一部に充ててもよいこととする。
- (③教職課程の質の保証・向上については別途記載している。)

教職課程の改革に当たっては、教職課程が教員として最低限必要な資質能力を育成することを目的とすることや履修の適正化を図る観点から、教職課程において修得すべき単位の全部又は一部を可能な限り卒業に必要な総単位数の中に位置付けるよう努めるとともに、単位の実質化や厳格な成績評価なども前提として、教員免許状の取得に必要な単位数については、まずは増加させないことを前提として検討を進めることとする。

その上で、学部段階と教職大学院あるいは現職との系統性や接続を踏まえ、新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化するとともに、限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう履修の仕組みを工夫することが必要である。また、学生に教職のための意欲を持たせたり、定期的に自ら教職への適性を確認させるような機会を設けたりすることも重要である。

一般大学を含め、大学の教職課程において質の高い教員養成を行っていくためには、教員養成学部の果たすべき役割は極めて大きい。大学においては教員養成学部が中心となって教員養成を全学的に推進していくための体制の整備や、教科に関する科目と教職に関する科目の連携、教職課程の評価の充実といった質保証の取組を総合的に進めていくことが重要である。

特に、国立の教員養成を目的とする大学・学部は、地域のニーズを踏まえつつ、(4)の新たな教育課題や以下に求められる課題に対応した取組を率先して実施することにより、国立大学に置かれる意義・目的を明確にするとともに、他大学・学部におけるモデルを提示して、その取組を普及・啓発することが重要である。具体的には、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関

する検討会の審議のまとめ<sup>20</sup>において重点配分の評価指標の例として示された「人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組」の評価指標例の一つとして「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」が取り上げられているが、このような取組として、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTの利活用、道德教育、外国語教育、特別支援教育の充実などの初等中等教育における新たな教育課題に対応するための教員養成や教員研修の支援などの取組が考えられることから、各大学においては積極的にこれらの取組を進めていくことが求められる。また、教員養成学部を有する私立大学等についても、後述の教員育成協議会（仮称）に参画するなど、地域の教育委員会と連携の下、新たな課題等に対応した教員養成・研修を連携して行うことを検討する必要がある。

また、近年、国公立全ての大学は、地域貢献や人材育成の役割を強く求められており、大学がそのような役割を積極的に果たしていくためには、教員の育成を担う教職課程における取組のより一層の充実が必要である。このため、大学は、教職課程について全学的に支援を行っていくことが重要である。

なお、今回の審議に当たっては、大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）及び開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）を維持することを前提とするものである。

#### ①教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

その上で、現下の教育課題に対応するため、(4)において挙げる事項について、教職課程において取り扱うことを明示すべきである。

これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める必要がある。

#### ②学校インターンシップの導入

教員養成系の学部や学科を中心に、教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が定着しつつある。

これらの取組は、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで、学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である。また、学生がこれからの教員に求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられる。さらに、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益であることが考えられる。

一方、学校インターンシップの実施に当たっては、既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに、その円滑かつ確実な実施に向けて、受入れ校の確保や実施内容の検討等のための教育委員会や学校と大学との連携体制の構築、大学による学生に対する事前及び事後の指導の適切な実施、学生側と受入れ校側のニーズやメリットを把握するための情報提供の実施など、環境整備について今後十分に検討することが必要である。

これらの点を踏まえ、学校インターンシップについては、各学校種の教職課程の実情等を踏まえ、各教職課程で一律に義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。このため、教育実習の一部に学校インターンシップを充ててもよいこととするとともに、大学独自の科目として設定することも引き続き可能とするなどの方向で制度の具体化を引き続き検討する。この際、学校インターンシップの名称についても法令に規定する上で適切な名称を今後検討していく。

<sup>20</sup> 「審議まとめ」（平成27年6月15日、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会）  
「機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例」の「人材育成」に関する取組の指標例として、「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」、「学生の就職状況（教員採用も含む（教員養成学部の場合））や就職先での評価の状況」、「(地域の)企業・自治体等へのインターンシップの実施状況」「自大学以外への大学院進学状況」が挙げられている。

## 学校インターンシップの実施イメージ

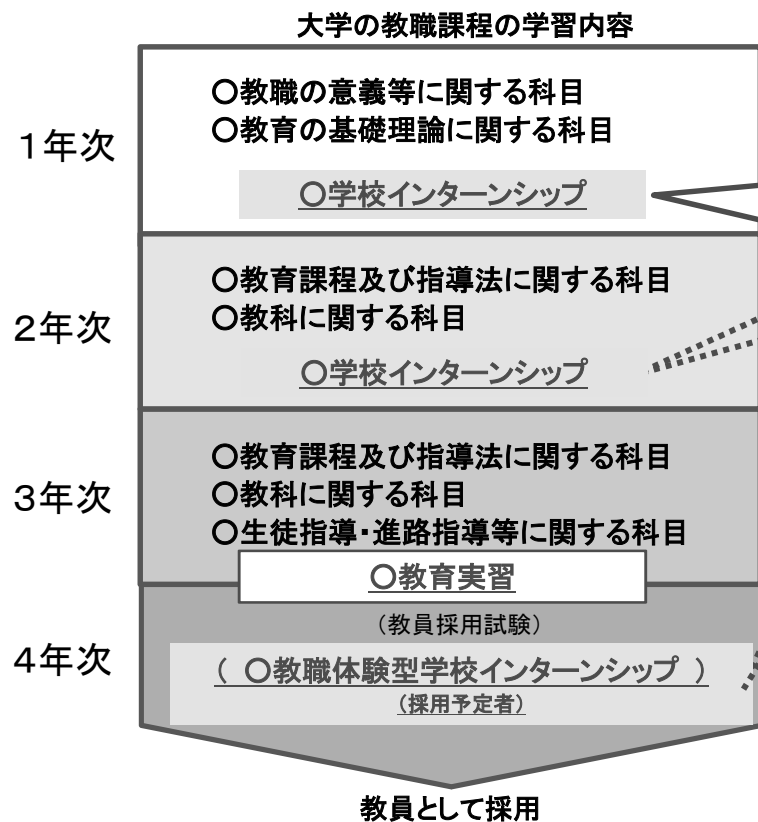
### 目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

### メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

### <具体的なイメージ(例)>



#### 【パターン】

- インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
- (例1) 通年型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 30週  
 (例2) 分割型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 15週 (1年次)  
                   : 毎週水曜日 × 1時間 × 15週 (2年次)  
                   : 毎週金曜日 × 1時間 × 15週 (4年次)

○上記に加えて、30時間の自主的学修が必要  
 ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施。  
 ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要。

#### 【具体的な活動内容】

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手   ○授業補助  
 ○学校行事や部活動への参加           ○事務作業の補助  
 ○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助   等

#### 【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に教員としての職務の一部を実践させることが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定(ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度(高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価表の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)

### ③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- ◆ 大学は、教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

#### ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している<sup>21</sup>。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対するFDの実施、学校インターンシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じた教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

#### イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイト等で公表されている。

<sup>21</sup> 例えば、「養成と採用・研修との連携の円滑化について（答申）」（平成11年12月10日、教員養成審議会）や、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日、中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）など。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のような法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他の国公立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

#### ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメージ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。また、教育委員会とも連携して学校現場に携わる教員等を教職大学院をはじめとする大学の教職課程の教員として確保する取組も一層推進すべきである。さらに、大学の教職課程における実務家教員の育成及び確保に資するため、大学と教育委員会が連携し、例えば希望する一部の教員に対して大学と学校現場を交互に経験させるなどの人事上の工夫を行うことにより、理論と実践の両方に強い教員を計画的に育成し、これらの者が、最終的には大学の教職課程を担う教員として活躍できるようなキャリアパスを構築することも考えられる。

#### エ 「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化

①において、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分の撤廃について述べたように、今後、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」のより一層の連携を図っていくことが重要となる。従来の「教科に関する科目」については、学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がFDを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることが必要である。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めることも重要である。なお、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携の強化等の検討に当たっては、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要がある。特に、幼稚園においては、幼稚園教育における狙いや内容を「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の領域別に幼稚園教育要領に示しつつ、幼稚園における生活の全体を通じて総合的に指導するという幼稚園教育の特性を踏まえて検討を深める必要がある。

また、「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて、学校教育の教育内容を踏まえて授業を実施している大学もある。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分が撤廃されることとなった場合、その趣旨を踏まえ、各大学の自主的な判断の下、このような取組が更に拡大していくことが期待される。

特に、教職大学院や教員養成大学・学部においては、教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため、他学部等と連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや、前述の「教科の内容及び構成」に関する科目を積極的に「教科に関する科目」等として位置付けて実施するなどの工夫を行うことが強く求められる。

なお、これらの取組は、各大学において、教職課程における特色ある取組として、その自主的・主体的な判断の下行われるべきものであり、今回の措置は、あくまでも各大学が従来型の「教科に関する科目」と「教科の指導法」を設けることを妨げるものではなく、上述のような取組を行うことも可能とするという、各大学の裁量を拡大することを目的とするものである。

また、両科目の統合が行われた場合においても「教科の指導法」関連科目のうち一定単位数は必修とすべきであり、その単位数をどの程度にするかについては引き続き検討する。

#### (4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

##### ◆ 概要

新たな課題	研修	養成
アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の教科ではなく学校全体の取組としてアクティブ・ラーニングの視点に資する校内研修を推進</li> <li>・免許状更新講習の選択必修領域として主体的・協働的な学びの実現に関する事項を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の深い理解を伴う学習過程の理解や各教科の指導法の充実</li> <li>・教職課程における授業そのものをアクティブ・ラーニングの視点から改善</li> </ul>
I C Tを用いた指導法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを利活用した授業力の育成や、児童生徒のICTの実践的活用や情報活用能力の育成に資する指導のための研修を充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I C Tの操作方法はもとより、I C Tを用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の養成</li> </ul>
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ、道徳科の目標や内容を理解し、児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなど計画的な研修の充実</li> <li>・道徳教育に関する校内研究や地域研究の充実、「道徳教育推進リーダー教師(仮称)」の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえ、教職課程における理論面、実践面、実地経験面からの改善・充実</li> </ul>
外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進し、小中高の接続を意識した指導計画の作成や学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を実施</li> <li>・免許法認定講習の開設支援等による小中免許状の併有促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、教育委員会等が参画して教員養成に必要なコアカリキュラムを開発し、課程認定や教職課程の改善・充実に活用</li> <li>・専門性を高める教科及び指導法に関する科目を教職課程に位置付け</li> </ul>

特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教員を対象とした基礎的な知識・技能を身に付ける研修の実施</li> <li>・校長等管理職や特別支援学級の担任、特別支援学校教員等の職に応じた専門性向上のための研修の実施</li> <li>・(独)国立特別支援教育総合研究所と(独)教員研修センターとの連携による研修の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及び指導法について、教職課程に独立した科目として位置付け</li> </ul>
-----------	--	---

新たな教育課題への対応に当たっては、以下の方向で教員研修の改善を図ることが適当である。

- ・ 各授業の振り返りと授業での実践のサイクルを創る校内研修システムの構築が必要である。また、各地の研修施設等での年間を通じた継続的で探究的な専門的研修の実施、学びの過程の実践記録に基づく新たな専門性基準による認定、大学での学び直しや専門職としての高度化等が必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や情報の収集・活用能力に関する指導力の向上のためには、教科の特性を踏まえつつ、特定の教科だけの課題ではなく、学校全体の取組として校内研修を進めることが必要である。特に、高等学校の教員については、国民投票年齢や選挙権年齢が満18歳以上となることなども踏まえて、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を育てることや、高大接続改革の意義について理解を深め、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な授業を展開することができるよう、指導力を向上させることが必要である。また、国公立全学校の教員のアクティブ・ラーニングに関する指導力の向上に資するよう、免許状更新講習の選択必修領域として、主体的・協働的な学びの実現のための指導法に関する事項を追加すべきである。
- ・ ICTを用いた指導法については、教員が授業のどの場面でどのような教材を提示すれば児童生徒の関心意欲を引き出したり、理解を促したりしやすいかという観点や、児童生徒が学習の道具や環境として適切にICTを用いて学習を進めることを教員が促す観点を含めて、授業力の育成を図る必要がある。また、ICTの実践的活用や情報セキュリティ等を含めた情報モラル等の情報活用能力の育成に資する指導に向けた教員研修が必要である。
- ・ 道徳教育の充実のため、新たに学習指導要領に「特別の教科」として位置付けられた道徳科の目標や内容を理解し、児童生徒が議論する問題解決的な学習への一層の転換を図るなどの計画的な研修の充実が必要である。特に中学校段階については、扱う内容や指導方法の高度化が求められることなどを踏まえ、教員の専門的指導力を確保するための研修の充実を図る必要がある。さらには、道徳教育に関する校内研究や地域研究を充実するための研究委嘱授業等の充実、柔軟な発想力とリーダー性を備えた「道徳教育推進リーダー教師」（仮称）の育成等、教員の指導力向上のための環境やスタッフの充実も必要である。
- ・ 英語教育の充実のため、次期学習指導要領改訂の検討状況も踏まえつつ、国は外部専門機関等との連携により、各地域の指導者となる「英語教育推進リーダー」の養成を推進する必要がある。各地域では、上記リーダー等が教育委員会と大学等が連携して実施する研修の企画・運営への参画、学校内外の研修講師、公開授業の実施や、地域の英語担当教員に対する指導・助言を行う等の役割を担い、小・中・高校の一貫した英語教育や、小学校の英語教育の専門性向上等を推進することが期待される。具体的には、「英語教育推進リーダー」と英語教育担当指導主事等が中心となって、小・中・高校の連携による研修の実施や、各学校を訪問し、小・中・高校の接続を意識した指導計画の作成や「～することができる」という形で表したCAN-DO形式での学習到達目標を活用した授業改善などについて指導・助言を行うことなどが期待される。



また、このような地域のリーダーの活動が可能となるような体制整備が必要である。さらに、小学校教員が教科化に向けて専科指導や小・中・高校の一貫した学びの接続に留意した指導に当たることが可能となるよう、必要な研修を充実するとともに、「免許法認定講習」の開設支援等により小学校免許状と中学校英語免許状の併有を促進する必要がある。

- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のため、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修を実施するとともに、校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮するための研修を行うことも必要である。また、小中学校等において、特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員及び特別支援教育コーディネーターの専門性を向上させるための研修の実施に加え、必要に応じて、専門家の活用等により学校全体としての専門性を確保する必要がある。
- ・ 特別支援学校の教員には、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修が求められている。
- ・ 現在、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、都道府県等の指導的立場の教員に対する研修を実施し、各地域の教員研修センターの中核的役割を担っている。今後特別支援教育の充実に係る研修の実施に当たって、独立行政法人教員研修センターとも連携し、研修を推進することが期待される。
- ・ 平成27年度から、幼保連携型認定こども園が学校及び児童福祉施設である単一の施設として位置付けられたことをはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に行うための、子ども・子育て支援新制度が施行されたことから、幼児教育の質を高めるための取組を進めることがますます重要となっている。また、特別な支援を必要とする幼児への支援や事故防止・安全対策など教員に求められる資質能力は多様化している。このため、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の養成とともに、幼児教育に係る教員等の研修等の充実が求められる。また、円滑な幼保小接続を図るために、幼稚園や幼保連携型認定こども園の教員、保育士、小学校教員等が合同で研修を行い、お互いの指導方法、指導原理に関し、相互の理解を深めることも求められる。
- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から、全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養（知識・技能等）を備えておくことが求められている。このため、学校安全について、教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。

こうした新たな課題の対応を含め、個々の教科の授業における実践力だけでなく、子供や学校・地域の実態を踏まえて、育成すべき資質能力を踏まえて教育課程をデザインして実施し、評価・改善することや、そのために必要な学校内外のリソースを活用するために地域の人々と協働することなどを含めた、一連のカリキュラム・マネジメントができる力を付けることが必要である。

また、教員養成段階においても、上記で列挙された新たな教育課題に対応できる力の基礎を育成できるよう、教職課程の科目全体を精選しつつ、新たな科目の創設や既存科目の改善を図るなど、必要な見直しを行うことが必要である。この際、特に初任段階において研修等により学ぶべき内容との整合性にも留意しつつ、検討することが適当である。

- ・ アクティブ・ラーニングに関する指導力や適切な評価方法は、全ての学校種の教員が身に付けるべき能力や技能であり、教職課程において、これらの育成が適切に行われるよう、児童生徒の深い理解を伴う学習過程やそのための各教科の指導法に関する授業等に取り入れていくことが必要である。
- ・ また、アクティブ・ラーニングの視点からの教育の充実のためには、教員養成課程における授

業そのものを、課題探究的な内容や、学生同士で議論をして深め合うような内容としていくことも求められる。

- ・ ICTを用いた指導法については、教員がICTの操作方法そのものを身に付けるのではなく、ICTを用いて効果的な授業を行ったり、適切なデジタル教材を開発・活用したりすることができる力や子供たちの情報活用能力の育成を行うことができる力の基礎を育成すべきである。また、養成課程における指導に当たっては、情報モラルなどの情報活用能力についても育成すべきである。また、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への指導において、ICT活用による支援の効果が認められており、特別支援教育に関連する科目やICTを用いた指導法等においてもこの点について触れられることが望ましい。
- ・ 教職科目における道徳の指導法（又は道徳に関する科目）については、「特別の教科」としての道徳科の趣旨を踏まえた教職課程における位置付けを検討するとともに、人間に対する理解を深めつつ教員としての指導力を身に付けるために、理論面、実践面、実地経験面の三つの側面から改善・充実を図る必要がある。また、幼児期や高等学校段階も含めた教育活動全体で道徳教育の一層の充実が求められることから、教職課程全体でその取扱いの充実を考慮すべきである。
- ・ 英語教育については、小学校における英語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」、「書く」についての指導力の向上を図るため、大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の英語の教科化に向け、音声学を含む英語学等専門性を高める教科に関する科目とともに、英語等についての教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進めるべきである。
- ・ 発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、教職課程において独立した科目として位置付け、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。
- ・ さらに、地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育、生徒指導や自然体験活動の充実、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ 他方、こうした新たな教育的課題に対応していくためには、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく視点も必要である。学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要となってきたことから、教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。
- ・ こうした新たな課題の対応を含め、前述のカリキュラム・マネジメントについて、養成段階においてはその基礎を身に付けることが必要である。

これらの教員研修、養成における内容の詳細事項については、次期幼稚園教育要領、学習指導要領の検討状況、また、大学における実施可能性等を踏まえつつ、引き続き検討していくこととする。

現在、次期学習指導要領の在り方について審議が進められる中で、以下のように、高等学校における新たな教科・科目の在り方についても方向性が示されている。

- ・ 自国のこと、グローバルなことが影響しあったり、つながったりする歴史の諸相を学ぶ必修修科目「歴史総合」（仮称）の新設。
- ・ 持続可能な社会づくりに必須となる地球規模の諸課題や、地域課題を解決する力を育む必修修科目「地理総合」（仮称）の新設。
- ・ 主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む共通必修修科目「公共」（仮称）の新設。

- ・ 数学と理科の知識や技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目「数理探究」（仮称）の新設。
- ・ 情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育成する共通必修科目の新設。
- ・ 外国語及び国語の科目構成についても、これからの時代に求められる資質能力を踏まえた改善を行う。

こうした教科・科目の趣旨を十分に理解し、それぞれの教科・科目を指導する上で求められる指導力を培うような養成・研修の在り方について、検討が必要である。

#### （５）教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性

上記のように、研修、採用、養成の具体的方策がそれぞれ円滑に進められるとともに、相互の関係を有機的に結びつけ、各地域の実情に応じた改善が図られる基盤となるような、養成・採用・研修を通じた全国的な制度の構築が不可欠である。

学び続ける教員の養成段階から研修段階までの資質能力の向上施策を、教育委員会、大学等の関係者が一体となって体系的に取り組むための体制の構築が不可欠として、以下について提示する。

#### ＜学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築＞

教員が日々の業務で様々な対応に追われる中においても自己研鑽<sup>さん</sup>に取り組み、学び続けるモチベーションを維持しつつスキルアップを図ることができるよう、教員の主体的な「学び」を適正に評価し、その「学び」によって得られた能力や専門性といった成果を見える形で実感できるような取組やそのための制度構築を進めていくことが急務である。

そのためには、教育委員会と大学等の関係者が教員の育成ビジョンを共有しつつ、各種の研修や免許状更新講習、免許法認定講習、大学等が提供する履修証明プログラムや各種コース等といった様々な学びの機会を積み上げることで、成長を動機付ける見通しが示され、受講証明や専修免許状取得が可能となるような体制が構築される必要がある。

このような学びの蓄積に関する取組は、工夫次第で現行制度においても対応が可能であるが、各自治体及び大学の創意工夫によって、こうした取組をより一層進めるとともに、共通のビジョンの下で様々な連携が可能となるよう、その基盤となる全国共通の制度として、「教員育成協議会」（仮称）の創設、教員育成指標の策定及び教員研修計画の全国的整備を実施することが適当である。なお、これらの制度はあくまでも手段であり、真の目的は教員が学び続けることのできる環境整備にあることを認識することが極めて重要である。

## 2. 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）（抄）

---

### 3 留意事項等

#### (1) 教科に関する専門的事項と教科の指導法の連携の強化について

一般の教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正の趣旨が、従来の教科に関する科目と教科の指導法の連携の強化であることを踏まえ、各養成課程においては、教科に関する専門的事項（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては領域に関する専門的事項）と教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法）の連携を強化し、両者を統合する科目を開設したり、教科に関する専門的事項を単独で開設したりする場合であっても、学校現場の教育内容を踏まえた授業を実施する等の取組が、各養成課程の自主的な判断の下、行われることが期待されること。

#### (2) 学校体験活動の実施方法について

今回の免許法施行規則の改正により、教育実習（養護実習）の単位の一部に学校体験活動の単位を含むことができることとなるが、学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられるため、各養成課程においては、大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め、こうした機会を充実させることが期待されること。

#### (3) 幼稚園教諭の養成課程における小学校の内容の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、幼稚園教諭の養成課程においては従来の小学校の教科に関する科目から、幼稚園教育要領に規定する領域に関する専門的事項について修得することとなったが、幼稚園教諭が小学校教育についての理解を深めることは引き続き重要であるため、各幼稚園教諭養成課程においては、教職課程コアカリキュラムが示すように、保育内容の指導法の科目の中で、小学校の教科等とのつながりを理解することを内容に含めること。また、大学が独自に設定する科目等を活用するなどし、小学校教育の理解に資する内容が取り扱われることが期待される。

#### (4) 小学校教諭の養成課程における外国語の取扱いについて

今回の免許法施行規則の改正により、小学校教諭の養成課程に外国語に関する専門的事項と指導法が位置付けられたが、平成32年度より新小学校学習指導要領が全面実施されるとともに、各学校の判断により平成30年度から先行して新小学校学習指導要領による教育課程の編成・実施が認められていることから、各小学校教諭養成課程においては、現に在籍する学生に対しても教員として採用される前に教職課程の内外を通して外国語の指導法等を学ぶ機会を設けることが望ましいこと。

#### (5) 免許法施行規則の別記様式により学力に関する証明書の様式を示しているところであるが、証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定である。

### 3. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

30文科教第257号  
平成30年12月26日

各都道府県教育委員会教育長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長  
大学を設置する各地方公共団体の長 殿  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省総合教育政策局長  
清 水 明

(印影印刷)

#### 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第34号）」が平成30年12月26日に公布されました。

同令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

近年の急速なグローバル化の進展及び情報通信技術の発達という状況の変化に鑑みて、国際的な視野を持つ教師を育成することを目的として、教育実習先として、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設（在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定された在外教育施設。以下「認定在外教育施設」という。）を追加するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の改正を行うものであること。

##### 2 改正の要点

- (1) 教育実習先として認定在外教育施設を追加すること。
- (2) 上記に加え、その他必要な改正を行うこと。

##### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行することとしたこと。

#### 4 留意事項等

##### (1) 教育実習を行う大学と認定在外教育施設との連携による指導及び評価の体制の確保

認定在外教育施設で教育実習を行う大学（以下「大学」という。）は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、当該施設と連携しながら、責任を持って指導に当たることが必要であること。また、大学は「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（参考1）及び平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（参考2）を参照し、教育実習の内容の充実を図ること。

###### ①事前・事後の指導

通常のエ教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては、教育実習先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を学生に修得させるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、認定在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

###### ②教育実習中の学生に対する指導

教育実習を行う学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、大学においては訪問指導を行うことが望ましい。また、訪問できない場合であっても、テレビ会議方式等により、学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、あわせて、電話、メール等により必要に応じて円滑に学生とのコミュニケーションが行えるようにすること。

###### ③教育実習を行う学生の指導及び評価に関する大学と認定在外教育施設の連携体制

大学は、認定在外教育施設での教育実習に先立ち、当該施設との間で、教育実習中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び当該施設の双方において、教育実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

##### (2) 大学と認定在外教育施設との間での協定の締結

特に海外における学生の滞在は、生活、安全、緊急時への対処など、国内で実施する教育実習とは異なる課題が生じるため、指導体制のみならず、学生を受け入れるために必要な事項について、大学と認定在外教育施設の間で協定を締結し、あらかじめ明確にしておくことが必要であること。

協定の締結にあたっては、次の事項について定めること。

- ①教育実習の対象となる学生
  - ②教育実習の時期、期間及び総時間数
  - ③学生に対する指導
  - ④大学及び認定在外教育施設の連携
  - ⑤教育実習に係る経費負担
  - ⑥滞在先の確保等
  - ⑦安全確保
  - ⑧教育実習の中止に関すること
  - ⑨協定期間
  - ⑩認定在外教育施設の児童生徒等の個人情報の取り扱い  
(その他大学と当該施設が必要と定める事項)
- ※協定例については別添2参照

(3) 文部科学省への報告

大学は、認定在外教育施設との間で上記の協定を締結した際には、その内容を文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課に報告すること。

大学は、認定在外教育施設において教育実習を開始する最初の年度の前年度末までに、教職課程認定の手引きに掲げる様式第5号により教育実習実施計画書を文部科学省総合教育政策局教育人材政策課に提出すること。

(4) その他

認定在外教育施設で教育実習を行う際のQ&Aについては以下のURLを参照すること。

URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/1412089.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/1412089.htm)

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

(教育実習に関する事) 教育人材政策課

電話：03-5253-4111(内線：3969)

(認定在外教育施設に関する事) 教育改革・国際課

電話：03-5253-4111(内線：2442)

【参考1】「教職課程コアカリキュラム（平成29年11月教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会）」（抜粋） 教育実習(学校体験活動)

全体目標： 教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。  
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

\*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、③④の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

(1) 事前指導・事後指導に関する事項

一般目標： 事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標： 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。  
2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

(2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標： 幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標： 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。  
2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実を即して記録することができる。  
3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。  
4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

(3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標： 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標： 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。  
2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。  
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。  
4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。

(3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標： 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標： 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。  
2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。  
3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。  
4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。



【参考2】平成18年7月中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(抜粋)

## 1. 教職課程の質的水準の向上

(3) 教育実習の改善・充実—大学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成—

課程認定大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮する必要があるが、その場合でも、十分な授業実習の確保に努めることが必要である。

大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れることが必要である。また、実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることが必要である。

大学においては、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが必要である。また、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要である。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討することが必要である。

○ 教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。

また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

○ (2) で述べた教職実践演習(仮称)を新設することとする場合、教育実習と当該科目との関係を整理することが必要である。この点については、両者は趣旨・目的が異なるものの、将来教員になる上で、何が課題であるのかを自覚する機会として共通性があることや、履修時期が近接していること等から、内容や指導の面での関連性や連続性に留意にして、実施することが適当である。具体的には、教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習(仮称)で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当である。

○ 教育実習における実習内容は、学校における教育活動全体を視野に入れることが基本であるが、学生の履修履歴や免許状の種類に応じて、例えば、授業実習の比重を高めたり、学級経営の比重を高めるなど、実習内容を重点化することも考慮する必要がある。なお、その場合でも、教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容であることから、課程認定大学は、学校や教育委員会と協力しながら、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要である。

○ 教育実習においては、課程認定大学と実習校の協力により、授業案を作成したり、教材研究の指導を行うなど、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れること

が必要である。また、実習成績の評価についても、適切な役割分担の下に、共同して行うことが適当であるが、その場合には、実習校により評価にばらつきが生じないように留意することが必要である。

○ 実習校においては、基本的に複数の教員が協力して指導に当たることとし、また、当該教員については、教育実習担当教員として、校務分掌上、明確に位置付けるなど、責任を持って実習生を指導する校内体制を構築することが必要である。

○ 教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。

○ 課程認定大学は、教員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習校に送り出すことが必要である。各大学においては、これまでも、教育実習の履修に当たって、あらかじめ履修しておくべき科目を示すなどの取組が行われてきたが、今後は、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、それに基づき、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、取組の一層の充実を図ることが必要である。

また、必要に応じて補完的な指導を行うとともに、それにもかかわらず、十分な成果が見られない学生については、最終的に教育実習に出さないという対応も必要である。実習開始後に学生の教育実習に臨む姿勢や資質能力に問題が生じた場合には、課程認定大学は速やかに個別指導を行うことはもとより、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要である。

○ 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。

一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。

教員養成系大学・学部については、附属学校における実習が基本となるが、一般の学校における実習も有意義であることから、各大学において、適切に検討することが必要である。

○ 教育実習を円滑かつ効果的に実施するため、各都道府県ごとに教員養成系大学・学部や教育委員会はもとより、一般大学・学部や公立私立学校、知事部局の代表等の幅広い関係者の参画を得て、教育実習連絡協議会を設置することが必要である。こうした関係機関の協議の場においては、実習内容や指導方法、実習生に求められる資質能力などについての共通理解を図るとともに、相互の適切な役割分担と連携協力により、各地域において実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組み（例えば、実習生の受入れに当たっての調整や、実習に係る人的・財政的措置等）について検討することが必要である。

## 在外教育施設における教育実習を可能とする制度改正について

### 検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育、日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

### 実施に当たったの方策

#### 1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

#### ①事前・事後指導

通常の教育実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

#### ②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

#### ③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を含め、円滑な連絡が行われるようにすること。

#### 2. 大学と実習校との間の協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

#### 3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について  
 「在外教育施設に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

# 在外教育施設における教育実習の実績について

## 背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化・増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進⇒教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

## 令和元年度実績 受入校 ジャカルタ日本人学校

1. 実施校：高松大学（私立）
2. 実施時期：令和元年9月10日～14日（5日間）
3. 実習生：2名
4. プログラムの詳細：右記のとおり
5. 主な成果：
  - ・海外における特色ある教育や指導法（ジャカルタの特色を生かした学校行事、教科の教材開発、学習指導）に触れることができた。
  - ・全国から集まる教師から様々な教授法や教育情報を学ぶことができた。
  - ・現地採用教師との交流を通して多面的な世界観に触れることができた。
6. 令和2年度の状況：2名とも教員採用試験に合格



	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
9月10日 火	朝の活動 自己紹介 実習時間 等の説明	オリエンテーション 小学部・中学部 単独研修・活動見学	配属学校・学年 授業参観	配属学校・学年 授業参観	実習生 増活研究授業 (2年・4年)	配属学校・学年 授業参観	14：55バス発車 学校採用教員(若 年)との情報交流会
9月11日 水	6：00 朝食 8：00 サテライト授業	大規模訪問 9：00～10：00	ジャカルタ市内観光				
9月12日 木	朝の活動 朝の会	小1 実習生 連帯研究授業 (2年・4年)	小4（能力別） インドネシア語 授業参観	幼稚園 施設・活動見学	小2 連帯：授業参観	配属学校・学年 授業参観	14：15バス発車 14：30校内研修 連帯研究授業
9月13日 金	朝の活動 朝の会	現地研修 SDN Pondok Kacang Barat03（公立校） Yayasan Sekeloh Amnissa Selatan（私立校） 軍人実習基地（マカム）見学	8：30～9：30 10：00～11：00 ～12：00	小5（能力別） 英会話 授業参観	小5（能力別） 英会話 授業参観	1・2年 ことばの教室 授業参観	14：55バス発車
9月14日 土	6：00朝食 6：30チェックアウト 7：00出発 8：00学校着	6：00朝食 6：30朝食 7：00朝食 8：00学校着	小学部実習生 中野部実習生	小学部実習生 中野部実習生	配属学校・学年 授業参観 児童とのお別れ	14：05終礼 教職員へ挨拶 14：30学校発	

出典 令和元年度高松大学報告書等より文部科学省作成

## 令和2年度実績

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）

## 4. 主な成果

- ・コロナウイルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
- ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考に became.
- ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成29年文部省告示第14号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準すること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準することなどの基準が定められている。

## 5. 課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る令和4年度末までの事後調査について

元教教人第28号  
令和元年11月22日

関係各国公私立大学長  
殿  
関係各公私立短期大学長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
柳澤好治

課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る  
令和4年度末までの事後調査について

令和2年度以降に開始する教職課程の認定の際に、下記の留意すべき事項を付された大学（短期大学を含む。以下同様。）については、令和4年度末までの事後調査に対応していただくことが必要です。

事後調査については、対応の準備が整った大学から順次、必要書類を提出していただけるよう、令和4年度までの間、毎年度、実施します。

別添の「事後調査対応届作成要領」に従い、必要書類を作成の上、各年度の所定の期日までに、御提出いただきますようお願いします。

各大学においては、留意すべき事項への対応を計画的に準備し、令和4年度末までには完了していただきますようお願いします。

### 記

#### 1. 対象となる大学

○「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有しておらず、以下のいずれかを有している者をもって充てている。

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

○小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績を有している者をもって充てている。

#### 2. 令和2～令和4年度までの各年度の9月末

（令和2年度は9月30日（水）締切。9月末日が土曜、日曜に当たる場合、直近の平日に繰り上げる。）

#### 3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「事後調査対応届作成要領」参照

（本件担当）教育人材政策課教員免許企画室  
教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111（内線 2453）

Mail : kyo-men@mext.go.jp

## 事後調査対応届作成要領（令和２年度改定）

### 1. 事後調査の対象

教職課程の認定の際に以下のとおり留意すべき事項が付された大学は令和４年度末までに本要領に従い事後調査対応届を提出すること。

- (1) 幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるに当たり、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成２９年１１月１７日文科科学省令第４１号。以下、「改正免許法施行規則」という。）附則第７項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育をもって充てている。
- (2) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する１０年以内の研究業績等を有しておらず、以下のいずれかを有している者をもって充てている。
  - ① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する１０年以上前の活字業績
  - ② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績
- (3) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績を有している者をもって充てている。

上記、(1)(2)(3)について、事後調査にて求められる対応方法は以下の通りである。なお、「業績追加」には、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も含む。

- ・ 留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公開された業績に限らず、過去１０年以内（平成２３年１０月１日～教育研究業績書記載日まで）の業績を追加すること  
※令和４年９月に提出する場合、平成２４年１０月１日～教育研究業績書記載日まで
- ・ 留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること

番号	対応方法
(1)	各領域の「領域に関する専門的事項」の開設及び教員追加
(2)	留意事項が付された対象教員（以下、「対象教員」という）の業績追加又は業績を有する教員等への変更
(3)	

## 2. 事後調査のスケジュール

事後調査は令和4年度までの毎年度、次の手順で行うこととする。

教員を変更する場合又は科目を新設する場合は、変更後の教員が担当する科目又は新設科目の開設の前年度までに、担当教員の業績が追加された場合は業績が追加された後の直近の締切日までに事後調査対応届を提出すること。

### 《事後調査の手順》

9月末日	事後調査対応届（案）の提出締切
10～12月	内容確認完了後、正本提出 正本に基づき審査
翌年	文書による事後調査の結果通知 (審査の結果、必要な事項を満たしていないと判定された場合 においては次年度以降、改めて事後調査対応届の提出を要する。)

※事後調査の結果通知後、授業開始までの間に教員を変更する場合は至急連絡すること。

## 3. 事後調査対応届の提出方法

### 《提出書類》

○改正免許法施行規則附則第7項に対応する場合

- ・かがみ
- ・新旧対照表→附則第7項：領域に関する専門的事項（新、旧で別葉で作成）
- ・対象科目のシラバス
- ・対象教員の履歴書、教育研究業績書

○総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」に対応する場合

- ・かがみ
- ・対応方法表
- ・新旧対照表（※教員の変更、追加、削除が生じる場合に提出を要する。業績追加のみの場合は提出不要。）
- ・対象科目のシラバス（科目の新設、担当教員変更にかかる場合のみ提出すること。担当教員も授業内容にも変更がない場合は提出不要である。）
- ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（教育研究業績書には、留意事項を付され、今回対応届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）

※各提出書類については、「教職課程認定申請の手引き（平成32年度開設用以降）」「表紙等の作成例」に示す、申請を行う課程の種類（大学学部学科等における課程 など）ごとに別々に作成し、まとめること。

※各様式については、文部科学省ホームページからダウンロードすること。

(URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/1414800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1414800.htm))

## 《提出手順》

- ・ 9月末日までに「事後調査対応届（案）」を電子メールにて提出（必着）
- ・ 事務局による確認を経て、11月下旬をめぐりに「審査用資料」及び「正本」を提出  
※別途指示あり

## 《提出方法》

- ・ 「対応届（案）」提出の際は、全書類を一つのPDFファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を電子メールにて提出すること。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。

メール件名：事後調査対応届（案）提出【〇〇大学】（対応する留意事項を記載）

例：事後調査対応届（案）提出【文科大学】（総合、英語）

電子ファイル名：事後調査対応届（案）【〇〇大学】.pdf

- ・ 事務局による確認指摘、「審査用資料」及び「正本」の提出は文部科学省から別途指示する。
- ・ 「正本」は事務指摘等で修正のなかったページも含め、一式をPDFファイルにより提出。（書類の郵送及び持参の必要はない。）
- ・ 複数の対応届をまとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- ・ 各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。
  - ①かがみ（共通）  
【改正免許法施行規則附則第7項】
  - ②新旧対照表→ ③シラバス→ ④履歴書→ ⑤教育研究業績書  
【総合的な学習の時間の指導法】
  - ②対応方法表→ ③新旧対照表→ ④シラバス→ ⑤履歴書→ ⑥教育研究業績書  
【小学校「外国語の指導法」】
  - ②対応方法表→ ③新旧対照表→ ④シラバス→ ⑤履歴書→ ⑥教育研究業績書  
※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。
- ・ 改正免許法施行規則附則第7項、総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」ごとに1つのPDFファイルにまとめること。
- ・ 仕切りページや白紙ページの挿入は不要。
- ・ PDFファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。
  - 1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること
  - 2) ページレイアウトは「連続」
  - 3) 表示比率は「幅に合わせる」

## 《提出先》

- ・ 「対応届（案）」電子メール送付アドレス：kyo-men@mext.go.jp



## 4. 事後調査対応届の作成要領

### i) かがみ

改正免許法施行規則附則第7項、総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」にかかる事後調査について、1枚にまとめて作成すること。

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ事後調査対応届を実際に発送する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。
- ⑤ 該当する留意事項に☑を付けること（複数の事項に該当する場合は該当事項全てに☑をつけること）。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号  
① 令和〇〇年〇月〇〇日

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇  
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇大学の認定課程における事後調査対応届の提出について

このたび、課程認定における以下の留意事項にかかる事後調査対応届について、別紙のとおり提出します。

⑤  改正免許法施行規則附則第7項  
 総合的な学習の時間の指導法  
 小学校「外国語の指導法」

## ii) 新旧対照表

「教職課程認定の手引き (平成32年度開設用以降)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に従って作成すること。なお、以下の点については変更届の作成方法とは異なるため、留意すること。

- ・新しく科目を置く幼稚園の領域に関する専門的事項の旧欄及び、附則第7項適用様式の新欄は原則記入不要であるが、既に5領域の科目を一部開設している場合等はセルの網掛け、斜線を外して適宜必要事項を記入すること。
- ・専任教員だけでなく、兼担、兼任教員を含めた全担当教員の氏名を記入すること。兼担、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。
- ・5領域の領域に関する専門的事項を1科目でも新設する場合は事後調査対応届にて対応すること。
- ・教員の履歴書、教育研究業績書は新設科目の担当教員や、変更、追加があった担当教員のものを提出すること。
- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」については、教員を変更、追加、削除する場合に提出すること。対象教員の業績追加のみの場合は提出不要。
- ・総合的な学習の時間の指導法、小学校「外国語の指導法」については、両事項にかかる科目の変更のみを記載し、それ以外の変更については記載しないこと。
- ・「変更内容等」欄の記載については以下の表により記載すること。なお、授業科目の内容のみの変更など、以下の表に記載されていない内容の変更は、「変更内容等」欄に記載しないこと。

変更する内容	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	新設
授業科目を廃止する場合	廃止
授業科目の名称を変更する場合	科目名称変更
授業科目の単位数を変更する場合	単位数変更
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	履修方法変更
教員（専任・兼任・兼任教員）を追加する場合	教員追加
教員（専任・兼任・兼任教員）を削除する場合	教員削除
教員（専任・兼任・兼任教員）を変更する場合	教員変更
専任教員の職位を変更する場合（教授への変更のみ）	職位変更

(記入例)

イ) 領域に関する専門的事項（幼稚園教育要領に定める5領域）

(事後調査対応用)  
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の新旧対照表												
大学名		〇〇大学(学部学科等の課程)				担当部局			担当者			
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類(免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		令和〇年度		令和〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成31年度	幼一種免		-				
施行規則に定める科目区分等			新				旧				変更内容等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数	担当教員 氏名・職名	履修方法		
領域及び保育内容の専門的事項に関する科目	健康	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授						新設	
	人間関係	人間関係	幼児と人間関係	2	△△△△講師						新設	
	環境	環境	幼児と環境	2	××××准教授						新設	
	言葉	言葉	幼児と言葉	2	(□□ □)						新設	
	表現	表現	音楽表現	2	(●●●●)							新設
			造形表現	2	(▽▽▽▽)							新設
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			保育内容総論	2	(〇〇〇〇)						新設	
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む) ・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●専任教員数(合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人		●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人	

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、教員を変更しない箇所も併せて記載すること。

※3 既に旧欄にも科目を置いている場合は網掛け、斜線を外し、適宜必要事項を記入すること。

※4 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

ロ) 領域に関する専門的事項 (改正免許法施行規則附則第7項)

(事後調査対応届)  
(新旧対照表) 【改正施行規則附則第7項】

領域及び保育内容の指導法に関する科目の新旧対照表												
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局					担当者	
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	—	—		令和〇年度		令和〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成31年度	幼一種免		—				
施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必 選	共通 開校 学校 種	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名			履修方法
領域に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)						国語	2	〇〇〇〇教授		廃止	
	算数						算数	2	〇〇〇〇准教授		廃止	
	生活						生活	2	(□□ □)		廃止	
	音楽						音楽	2	〇〇〇〇講師		廃止	
	図画工作						図画工作	2	(▲▲ ▲▲)		廃止	
	体育						体育	2	〇〇〇〇助教		廃止	
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人							
	・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人							

- ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。
- ※2 科目名称や単位、教員を変更しない箇所も併せて記載すること。
- ※3 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

## ハ) 総合的な学習の時間の指導法

(事後調査対応用)  
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)											
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者		
設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	-	令和〇年度入学生より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇年度	小一種免	-				
免許法施行規則に定める科目区分等		新				旧				変更内容等	
科目区分	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数 必 選	本課程 科目 字 種	担当教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名		履修 方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想										
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)										
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)										
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程										
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解										
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)										
道徳 総合的な学習の時間に関する科目	道徳の理論及び指導法										
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		〇〇 〇〇教授		総合的な学習の時間の指導法	2	(××××)	教員変更	
	特別活動の指導法										
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)										
	生徒指導の理論及び方法										
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)										
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
教育実践に関する科目	教育実習										
	学校体験活動										
	教職実践演習										

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 総合的な学習の時間の指導法の科目にかかる内容以外は記載しないこと。

※3 「担当教員氏名・職名」欄には兼任、兼任教員も含めたすべての教員氏名を記入すること。兼任、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

二) 小学校「外国語の指導法」

(事後調査対応編)  
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表												
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局		担当者				
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		-		令和〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	令和〇年度	小一種免		-				
施行規則に定める科目区分等			新				旧				変更内容等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選	担当教員 氏名・職名	履修方法		
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法 (書写を含む。)		国語									
			社会									
			算数									
			理科									
			生活									
			音楽									
			図画工作									
			家庭									
			体育									
			外国語	初等外国語 (英語) 科指導法	2	(〇〇 〇〇)		初等外国語 (英語) 科指導法	2	(▲▲▲▲)		教員変更

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「令和〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 小学校「外国語の指導法」の科目にかかる内容以外は記載しないこと。

※3 「担当教員氏名・職名」欄には対象教員及び変更後の教員氏名を記入すること。兼担、兼任教員は氏名を括弧書きで記載すること。

iii) 対応方法表

該当の学部学科名、免許状の種類、対象教員氏名を記載し、対応方法については以下いずれかを選択の上、必要に応じて変更後の教員氏名を記載すること。

対応方法表は対象教員ごとに行を分けて作成すること。同一の科目であってもクラス分けて複数の教員が対象となっている場合は対象教員ごとに行を作成すること。

対応内容	「対応方法」欄の記載	「変更後の教員氏名」欄の記載	※履歴書、教育研究業績書の提出有無
対象教員の業績を追加する場合	「業績追加」	記載不要	対象教員分の提出が必要
対象教員を別の教員に変更する場合	「教員変更」	教員変更、追加、削除後の担当教員全員の氏名を記載	教員変更、追加、削除後の担当教員全員分の提出が必要
対象教員に加えて別の教員を追加する場合	「教員追加」		
複数、オムニバスの授業について、留意事項が付された教員を削除する場合	「教員削除」		

※複数の対応方法を選択する場合は、「対応方法」欄に該当の対応方法を併記すること。

(記入例)

総合的な学習の時間の指導法の対応方法																
						大学名: ○○大学										
番号	学部学科名	免許状の種類	科目名	対象教員氏名	対応方法	変更後の教員氏名										
①	A学部B学科	・小一種免	○○の指導法	○○ ○	業績追加											
②	C学部D学科 C学部E学科	・中一種免(国語、社会、理科、数学) ・高一種免(国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報)	○○の指導法(中高)	△△ △△	教員変更	□ □ □ ● ● ●										
③	F学部G学科	・養教一種免	○○と□□の指導法	▲▲ ▲	業績追加 教員追加	◆◆ ◆◆ ◇ ◇ ◇										
※事後調査対応届にて届出がなされた教員の変更又は追加について、教育課程の変更届は提出不要。																
						<table border="1"> <tr><td>担当部署名</td><td></td></tr> <tr><td>担当者名</td><td></td></tr> <tr><td>TEL</td><td></td></tr> <tr><td>FAX</td><td></td></tr> <tr><td>E-MAIL</td><td></td></tr> </table>	担当部署名		担当者名		TEL		FAX		E-MAIL	
担当部署名																
担当者名																
TEL																
FAX																
E-MAIL																

iv) シラバス、履歴書、教育研究業績書

シラバスは科目の新設、担当教員変更にかかる場合のみ提出すること。担当教員も授業内容にも変更がない場合は提出不要である。なお、シラバス中、留意事項付き認定時の申請書類から変更された内容を赤字で記載すること。

履歴書、教育研究業績書は新設科目の担当教員、変更（追加）後の担当教員全員について、専任、兼担、兼任を問わず提出すること。なお、教育研究業績書に記載する科目名には対応方法表左端の番号を併記すること（例：「①総合的な学習の時間の指導法」）。また、業績追加を行った教員の教育研究業績書について、留意事項付き認定時の申請書類から追加された業績及び追記された業績の概要を赤字で記載すること。

書類の作成に当たって、上記以外の点については、「教職課程認定の手引き（平成32年度開採用以降）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」を参照すること。

なお、履歴書及び教研究業績書における押印は不要となっていることに留意すること。

## 5. その他

事後調査対応届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更について、教育課程の変更届は提出不要。



## 6. 事後調査対応届に関する質問回答集（最終改定：令和元年11月11日）

※最新版は文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kyoin/1414800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1414800.htm)）に掲載していますので御確認ください。

※この資料において、「手引き」とは『教職課程認定申請の手引き』を指します。

「通常の変更届」とは、手引き中「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」による変更届を指します。

### （共通事項）

番号	カテゴリ	質問	回答
1	共通	事後調査について「平成34年度までの間、毎年度実施」との記載があるが、事後調査対応届の提出は、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はないと理解してよいか。また、「今年度は留意事項対応届を提出しない」旨の報告は必要か。	御認識のとおり、準備が整った後に提出すればよく、毎年度提出する必要はありません。「毎年度実施」としているのは、あくまで、準備が整い次第提出いただけるよう、受付窓口を毎年度開いているという趣旨です。 今年度に提出書類が整わない場合、その旨の報告は不要です。 なお、令和4年度に初めて対応届を提出する場合、審査の結果「担当不可」となれば、その後の対応が困難となる可能性があるため、早めの対応をおすすめします。
2	共通	現在、「改正規則附則第7項」及び「総合的な学習の時間の指導法」について留意事項が付されている。「総合的な学習の時間の指導法」は業績の追加ができていないため、本年度は「改正規則附則第7項」のみ事後調査対応届を提出したいが可能か。	可能です。 準備が整った事項、教員のみ個別に提出して差し支えありません。
3	共通	未だ留意事項に対応しうる準備は整っていないが、担当の専任教員が退職し、次年度以降兼任として同一科目を担当することとなる。また、認定課程以外の学科の改組により、附則第7項適用科目の担当教員が新学科に異動し、兼任となる。この場合、事後調査対応届の提出は必要か。	留意事項を付された教員が、専任から兼任又は兼任へ変更するなど、留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。
4	共通	留意事項への対応に伴い、入学定員上必要な専任教員数及び各事項を担当可能な教員を配置するため、その調整により、例えば保育内容の指導法等、他の区分の担当教員が変更となることについては、事後調査対応届ではなく、通常の変更届での手続となるのか。また、その際の変更届は事後調査対応届の提出期限である9月末に合わせて提出しなければならないか。	留意事項への対応以外の変更事項については、事後調査対応届ではなく、通常の変更届において手続きを行ってください。 その様式、提出方法及び提出時期は手引きp87～「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」によるため、9月末ではなく、変更後の教育課程を実施する前（令和2年4月からの変更であれば令和2年3月末）が提出期限となります。
5	共通	留意事項を受けた課程を置く学科が募集停止となるため、本年度末をもって取下げ予定である。取下げ後、令和4年度末までに事後調査対応届の提出は必要か。	取り下げた課程について、事後調査対応届の提出は不要です。 ただし、令和4年度に、年度ごとの調査とは別に最終確認の調査を行う予定であり、その際には募集停止により対応済みである旨を回答いただくことが必要です。 なお、「総合的な学習の時間の指導法」及び「各教科の指導法（小学校英語）」の留意事項を付された教員は、本来有すべきとされる業績を有しない状態で特例認定を受けている状態ですので、その趣旨を踏まえ、募集停止される学科の教員であっても、当該科目を担当する限り、当該科目に本来求められる業績を追加するよう努めることが望まれます。
6	共通	事後調査対応届に添付する教育研究業績書について、当該教員が留意事項を付された科目（例えば「総合的な学習の時間の指導法」）以外に授業科目を担当している場合（他の科目区分や校種も含む）、それらの科目についても業績を記載する必要があるか。	事後調査対応届に添付する教育研究業績書には、留意事項を付され、今回対応届を提出する科目に係る業績のみ記載し（「総合的な学習の時間の指導法」に係る留意事項であれば、「総合的な学習の時間の指導法」の科目のみ）、他の科目の業績は削除してください。その際、課程認定時に「再掲のため、略」としていた業績の初出部分が削除される場合には、略せずに概要を記載してください。 なお、「担当授業科目に関する研究業績等」については、対応届提出期限から10年以上前ものは削除してください。（令和2年9月末までに提出する対応届においては、平成22年9月末までの研究業績等は削除）

## (附則第7項)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	附則第7項	領域に関する専門的事項の科目を新設するためには、幼稚園担当の教員を増員しなければならないのか。	小学校の「教科に関する専門的事項」とは別に、幼稚園の「領域に関する専門的事項」の科目を開設しなければなりません。担当教員については、同一学科等において「領域に関する専門的事項」と「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができます。(課程認定基準4-1(3)(※3)、4-2(4)(※3))このため、必ず教員を増員しなければならないわけではありません。
2	附則第7項	専修免許状の課程において、附則第7項を適用しているとの留意事項が付されたが、本学としては附則第7項を適用している認識はなかった。なぜ留意事項が付されたか。また、どのように対応すればよいか。	新法下においては、附則第7項を適用しない限り、幼稚園の「領域に関する専門的事項」と、小学校の「教科に関する専門的事項」の共通開設は不可能であるため、平成30年度の課程認定申請書において幼・小の共通開設がなされている科目については、附則第7項適用による留意事項が付されています。対応案としては、共通開設を解消し、内容に応じて、幼又は小のいずれかの科目としてのみ残す(他方の課程では科目削除する。)などの例が考えられます。当然ながら、残す課程の授業科目として名称・内容が適切であるか、確認の上、必要に応じて変更してください。(連動して小学校の課程において変更が生じる場合は、別途、通常の変更届を提出すること。)共通開設区分を変更するのみの場合、事後調査対応届において該当する変更事項がないことから、便宜上、「変更内容等」欄に「小学校課程との共通開設を解除」と記載してください。
3	附則第7項	専修免許状の課程用の事後調査対応届様式が用意されていないようだが、事後調査対応届の一種免の新旧対照表を、専修免許状の項目に修正して使用すべきか。あるいは通常の変更届の専修免の様式を使用すべきか。	通常の変更届の専修免の様式(教科及び教科の指導法に関する科目)を使用し、以下の箇所を書き換えた上で提出してください。 ・最上段の「(Ⅰ 教育課程の変更届)」→「(事後調査対応届)」 ・免許法施行規則に定める科目区分「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」→「領域及び保育内容の指導法に関する科目」
4	附則第7項	今年度に教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づく変更届の審査を受ける場合、事後調査対応届は、今年度9月末までに提出が必要か。それとも令和4年度の提出でよいか。	確認事項1(1)③に基づく変更届か課程認定申請か、いずれの場合であっても、改組を行うことにより、認定年度が改まる(令和3年度等)ことから、改組後の課程については、附則第7項の規定を適用することはできません。このため、確認事項1(1)③に基づく変更届の「新」の課程については、領域に関する専門的事項の科目を開設する必要があります。なお、改組前の課程については取下げとなることから、以後の事後調査対応届の提出は不要です。
5	附則第7項	事後調査対応届の審査において、5領域のうち例えば「健康」領域でのみ教員が担当不可となり、他の領域は担当可となった場合、そのままでは当該年次のカリキュラムが整合性のないものになってしまう(この学年のみ「健康」領域は「体育」となる)ため、対応届を取り下げ、次年度に再度全体を提出し直すことは可能か。	可能です。 ただし、次年度は記載可能な業績の年次(10年以内)が1年改まるため、古い業績を削除した結果、今年度担当可となった教員が次年度は担当不可となることもあり得るため、留意してください。
6	附則第7項	1.現在、附則第7項適用の「教科に関する専門的事項」の科目は1科目2単位であるが、新たに開設する「領域に関する専門的事項」の科目を1科目1単位とすることは可能か。 2.この変更が認められる場合、領域に関する専門的事項の開設科目の合計単位数が減少し、大学が独自に設定する科目に充当できる単位数が不足するため、大学が独自に設定する科目を追加することを考えている。その手続きはどのようにすればよいか。	1.可能です。 2.「領域に関する専門的事項」の開設は、事後調査対応届によります。「大学が独自に設定する科目」の開設は、通常の変更届によります。

(小学校英語／総合的な学習の時間)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」「各教科の指導法(小学校・英語)」に係る事後調査について、担当教員の業績は課程認定申請済の業績の概要を追記すればよいのか、それとも別の業績を記載すべきなのか。	課程認定審査時点の業績書に記載されていた業績では不十分と認定されたものですので、認定後に新規に作成された業績の追加のほか、以下の対応内容も可能です。 ・留意事項付き認定時の申請書類記載日以降に公開された業績に限らず、過去10年以内(教育研究業績書記載日から遡って10年以内)の業績を追加すること ・留意事項付き認定時の申請書類に記載の業績の概要を修正すること なお、必要な業績の考え方は手引きp218「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方」及び、平成30年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料3「外国語(英語)の審査の考え方」( <a href="http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/21/1411908_04.pdf">http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/21/1411908_04.pdf</a> )を参照してください。
2	小英/ 総合	留意事項が付された教員が担当する科目について、開講年度によっては、留意事項への対応が済んでいない状態で科目を受講する学生がでてくるが差し支えないか。	留意事項の対応は令和4年度末までとされているところ、開講年次によっては期限前に開講年度が到来するため、留意事項対応未了のまま授業を実施することは可能です。 ただし、留意事項の趣旨を踏まえ、できる限り早期に業績を追加することが望まれます。
3	小英/ 総合	留意事項が付された教員が急遽今年度末で退職となる。後任として予定している教員は業績が不足している懸念があり、9月には業績の追加が間に合わない可能性がある。後任の教員が業績を追加するまで対応届の提出を遅らせる、提出後に業績を追記する、提出後により適切な教員が見つかった場合に差し替える、といった対応は可能か。	留意事項は当該教員に付されているので、いかなる理由であれ、来年度から教員を変更するのであれば、今年度9月末までに事後調査対応届を提出する必要があります。 審査は提出時点の業績を元に行うので、その後の業績を追記したり、別の教員で差し替えたりすることはできません。 対応届提出後に大学都合による書類の差し替えを行うことはできませんので、十分御注意ください。
4	小英/ 総合	オムニバスで科目を担当している兼任教員3名に対して留意事項が付されている。留意事項に対応する業績はまだ用意できていないが、うち1名を来年度から専任教員として採用することとし、他の1名が本年度末をもって退職することとなった。この場合、どのような手続きが必要か。	兼任から専任に変わる教員については、通常の変更届によります。 退職となる教員については、事後調査対応届によります。
5	小英/ 総合	「総合的な学習の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の両方の事項を含む科目を開設しているが、事後調査対応届の様式では「総合的な学習の時間の指導法」以外の欄は墨塗斜線とされている。この場合、どのように記載すればよいのか。	当該科目を「総合的な学習の時間の指導法」の欄にのみ記載し、備考欄に「特別活動の指導法を含む」と記載してください。

7. 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事 務 連 絡

平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等  
各 指 定 養 成 機 関 御 中  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する  
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1399256.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm)）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課  
教員免許企画室免許係\*

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、  
法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

\* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成30年5月18日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成30年1月9日版の質問回答集の関連する質問番号です。

No.	区分	質問	回答	(参考) 再課程認定 説明会質問 回答集
1	①経過措置 (法附則)	「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。	「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍していない。	(626)
2	①経過措置 (法附則)	4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(617)
3	①経過措置 (法附則)	短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学(旧課程)に編入学又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(627)
4	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。	(628)
5	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。	(629)
6	①経過措置 (法附則)	転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。	旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。	-
7	①経過措置 (法附則)	施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。	(631)
8	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。	(636)
9	①経過措置 (法附則)	施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(633)
10	①経過措置 (法附則)	施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は1種免許状若しくは2種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(637) (638)
11	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(634)
12	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(635)
13	①経過措置 (法附則)	平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。	○経過措置の適用がない者であれば、編入・再入学生先の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。	-
14	①経過措置 (法附則)	施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。	(639)

15	①経過措置 (法附則)	旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。	-
16	①経過措置 (法附則)	旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第6条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第6条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。	-
17	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。	(593)
18	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。	○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 (例) 旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開設していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開設するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合には、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。	-
19	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。	○新旧両課程の科目として必要な内容を含むのであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。	(622)
20	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。	可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。	-
21	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。	○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。	-
22	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。	○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。	-
23	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。	大学の判断により可能である。	-
24	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。	○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開講するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の提出が必要）	-
25	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。 可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。	○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。	-

26	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。	新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。	-
27	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。	○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。	-
28	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。	可能である。	-
29	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なか。	○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。	-
30	②新旧科目の読替え（施行規則附則）	旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。	「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。	-
31	③科目の履修方法	旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。	(620)
32	③科目の履修方法	修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」については、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。	(624)
33	③科目の履修方法	旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。	(624)
34	③科目の履修方法	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(618)
35	③科目の履修方法	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(619)
36	③科目の履修方法	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとおり修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。	(603)
37	③科目の履修方法	複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとみなすのか。	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。	(608)

38	③科目の履修方法	旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要があるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。	前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。	-
39	③科目の履修方法	中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれを履修させても構わないか。	○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合においては、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。	-
40	③科目の履修方法	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。	教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、学校体験活動の単位を充てることはできない。	(609)
41	③科目の履修方法	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判明した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。	(623)
42	③科目の履修方法	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	現行の考えと同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。	(591)
43	③科目の履修方法	改正免許法においては、現行の免許法附則第11項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。	改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。	(586)
44	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。	○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを含わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。	(584)
45	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。	平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。	(596)
46	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるかとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。	(614)
47	④幼稚園教諭免許状関係	幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。	(615)
48	④幼稚園教諭免許状関係	従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。	改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項に関する科目」または「複合領域」に該当すると考えられることから、これらの区分において開設することができる。	-
49	⑤教育職員検定	改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。	○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許法認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。	(607)



50	⑤教育職員検定	平成31年4月以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。	○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。	-
51	⑤教育職員検定	・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。	差し支えない。	-
52	⑤教育職員検定	平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。	改正免許法別表第3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。	-
53	⑤教育職員検定	改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。）	○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。	-
54	⑥学力に関する証明書	新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。	○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。	-
55	⑥学力に関する証明書	学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。	可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。	-
56	⑥学力に関する証明書	平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。	○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さない大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。	-
57	⑥学力に関する証明書	平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なか。	○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。	-
58	⑥学力に関する証明書	教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。	教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。	-
59	⑦その他	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。	(616)
60	⑦その他	新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒して開講しても良いか。	○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置付けられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。	-

8. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）

カテゴリ	質問事項	回答
1 教育職員検定 (別表第3～8)	平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会等で定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。	別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。
2 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「(6)イ 経過措置」の2つ目に「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則3項）」とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも運用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載一三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年度履修して免許申請するものが多く、免許法改正をまわりの受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならぬのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきます。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4/27メールにて質問済）	【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。
3 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したも又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に『第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』とありますが『次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』という理解でよろしいか。 〔補足〕 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受ける場合に…」という条文中、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8メールにて質問済）	御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。
4 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本果では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No.25と同様に、30年度までに実施した科目については、本果が新課程の科目に読み替えてよろしいか。	【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。
5 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たす必要がある」との回答が示されているが、平成31年3月31日までに所要資格を満たした場合についても新法適用となるのか。	【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。
6 教育職員検定 (別表第3～8)	改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えるの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えることができるが具体的な示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えるメルクマールになるものがないか。	【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。

7	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～第8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読替えにより県規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。	【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読替えについては弾力的に行っていたらきたい。
8	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条(別表第3関連)中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならないか(当該事項の修得がなければ免許状を授与できないか)。	【質問回答集No.31、52参照】
9	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則第11条(別表第3関連)第1項表備考第1号及び同規則第13条表備考(各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。)に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等)を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。	【質問回答集No.52参照】
10	教育職員検定 (別表第3～8)	必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明年度が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読替え、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。	お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。
11	教育職員検定 (別表第3～8)	平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないとけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たして、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形式で免許の申請が可能とみなすのか)	【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答集No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。
12	教育職員検定 (別表第3～8)	(教育職員免許法施行規則附則第5項関係) ・免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の根拠もお示しできれば幸いですようお願いいたします。	平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を読み替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。
13	経過措置の適用	法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。	【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付事務連絡「『教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集』について」(以下「質問回答集」という。)No.14参照)。 別表第3～第8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。
14	経過措置の適用	検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるのがいいか。	①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。
15	経過措置の適用	平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。	事例の場合、施行時(平成31年4月1日)に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受ける者とならない。

16	経過措置の適用	平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。（実際に大学側から照会がありました）	施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されており、卒業まで（科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで）に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。
17	経過措置の適用	平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）（以下「質問回答集」という。）において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番（12番）の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解で良いか。	お見込みのとおり。
18	経過措置の適用	質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い（旧法又は新法いずれも適用できる）とは異なり、今回は一律に新法適用ということではよろしいか。	お見込みのとおり。
19	経過措置の適用	質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続き、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）	施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。
20	経過措置の適用	施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということではよろしいか。本県の大学では、大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。	【質問回答集No.10参照】
21	経過措置の適用	1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目等履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました） 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目等履修生として継続することか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるのでしょうか？ 教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241P下段で、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよい。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。？に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである。とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？ 2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいのでしょうか？ 3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3点目は、ハンドブック244P下段後半部分、 なお、在学形態の継続の指標の間をおかずに目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？	1 について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.10のとおり、「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。 2 について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間をおかずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 3 について 2のとおり。
22	経過措置の適用	栄養士の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、栄養士の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑み、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、栄養教諭免許申請時に実際に栄養士の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・栄養士の免許を取得見込みであることの証明書（栄養士養成課程において発行したもの（様式任意。）若しくは栄養士免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの（「栄養士免許取得（見込）照会書」等）を想定。写しでも可。） ・栄養士の免許の申請書の写し等を提出させることが考えられる。
23	経過措置の適用	施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に栄養士の免許を授与された場合、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）の所要資格を卒業までに満たさなかったということでも新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を栄養教諭に採用できないこととなる。	【質問2参照】

24	別表第1、2、2の2	別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよいか。 例、「中学校 一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」	【質問回答集No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。
25	別表第1、2、2の2	施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。	できる。
26	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいか？	前段はお見込みのとおり。 後段については、御質問の趣旨が判然としませんが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。
27	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる」という解釈でよいか？	【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。）
28	別表第1、2、2の2	H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。 ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生担当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生担当のため平成34年度開講となるよう、平成31年度はこれらの2講座の開講がないそうです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。 そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるといふ考え方でよろしいでしょうか。また、新法という新たな科目はこの2科目でよいのかご教示をお願いします。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要があります。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合は追加で履修する必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。
29	別表第1、2、2の2	（教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係） 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしたらよいでしょうか。（コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。）	コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許状授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。
30	別表第1、2、2の2	単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもつてさらに単位を流用することができるというのでしょうか。（例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。） また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第一項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。	前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。
31	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。（小一種所持者が幼一種を取得する場合、備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づき教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。）	【質問30参照】
32	別表第1、2、2の2	（教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係） 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位（単位の流用）を認めない。（平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集（No.40）」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。	可能である。
33	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないのでしょうか。（中一種所持者が幼一種を取得する場合において施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の部分を含んで修得する必要がありますか。）	【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる（中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位は流用できない）。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。
34	別表第1、2、2の2	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の部分についてもNo.33と同様ですか。	【質問33参照】

35	その他 (平成29年改正規則)	別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。	御質問の趣旨が判然としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。
36	その他 (平成29年改正規則)	養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用（「養護一栄養」及び「栄養一養護」）する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということでしょうか。	お見込みのとおり。
37	その他 (平成29年改正規則)	質問回答集のNo.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどうということでしょうか。	旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。
38	その他	小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することよろしいか。	小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。
39	その他	別表第7で、特別支援1種免許状（知肢病）所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視知の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということでしょうか。	お見込みのとおり。 平成20年11月12日付20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。
40	その他	（教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係） 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ 義務教育学校」、「ホ 中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。	お見込みのとおり。
41	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。	平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項（平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特別」という。）について、平成32年3月31日に実務経験3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態です。なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定ことも園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特別についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえて、追ってお知らせすることさせていただきます。
42	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 文部科学省のホームページ内に、附則第18項関係（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例）の記載（必要単位等を含む。）があります。免許法等の改正にあわせて、附則第18項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。	平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特別について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。
43	教育職員検定 (別表第3～8)	①【質問14】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年4月1日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく（平成31年3月31日までに所要資格を満たしていたとしても）、平成31年4月1日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいのか。 ②また、平成31年3月中に申請して授与が4月になった場合はどうか。	① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる（平成31年3月中の申請であれば、旧法適用となる。）。
44	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～第8において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。	申請時点の法律で御判断いただくことになる。
45	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定めることとされている（平成29年改正規則第14条）が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。	別表第3に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないよう、御配慮いただきたい。
46	経過措置の適用	①平成29年改正規則附則第7項は、別表第3により幼稚園教諭免許状を上進する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨（幼稚園教諭免許状取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること）に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出てくるのではないか。	① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第7項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第2項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
47	科目の読替え	旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的な内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。	科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更はない。また、読み替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
48	科目の読替え	旧課程の単位の旧課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる（教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない）が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。	新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。

49	科目の読替え	別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うようになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。	平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。
50	科目の読替え	過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許状取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うこともある。	一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。
51	科目の読替え ・ 学力に関する証明書	【質問12と同旨】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくて良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可としてもらえるとうかがいたい。	免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。 大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。
52	学力に関する証明書	学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。	学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。
53	学力に関する証明書	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。	学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。
54	学力に関する証明書	4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側は3月時点で出してほしいと考えている。	学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。
55	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。	学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。
56	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつと考えるのが適切か。 例えば、施行の際現在在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超過して、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため。）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるが、新法適用となってしまおうと思うが、その解釈が良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということで問題ないか（新法適用になって有効期間の満了日が長くなるようにするが、有効期間の満了日が短くなっても旧法適用にするか。） （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。）	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑み、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。
57	その他 (幼保特例)	別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。	お尋ねの通知は、平成28年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことであると思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。
58	その他 (幼保特例)	幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。	第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。
59	その他 (幼保特例)	幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。	制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。

60	その他 (平成29年改正規則)	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第13号については、現行の施行規則にも同様の規定があるが、ハンドブック(P.566)において、社会、理科、家庭の教科についての各教科の指導法の単位については流用できないとの記載がある。英語の教科についてはいかがか。	○平成29年11月の改正による改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第13号については、条文上特定の教科の指導法に関する科目からの流用を制限しているものではないこと、また、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正により、幼稚園教諭免許状取得において、小学校の教科に関する科目ではなく、領域に関する専門的事項を履修することとなったことなどから、免許状授与の審査において、理科、社会、家庭、外国語も含め特定の教科の指導法に関する科目から流用していることのみをもって、免許状授与のための要件を満たさないことにはならないと考えられる。 ○なお、同号を適用して、幼稚園教諭免許状を取得する際の保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数を小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目」の単位をもってあてられる場合においては、幼稚園と小学校低学年の接続の観点から、小学校低学年の科目である、現行の教育職員免許法施行規則第2条第1項に規定する6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法を学ぶことが履修方法としてより適切であると考えられることから、学生への履修指導としては、従前のとおり、前記の6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法に関する科目をできる限り履修させた上で流用するようにすることが適切である。 ○また、本件は、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正に伴うものであることから、これらを踏まえた履修方法の案内及び免許状授与の事務等の対応については、新法が適用される者から対応する必要がある。
61	科目の読替え	通信教育部の教職課程を全て取り下げた大学で、通学部の教職課程がある場合、通信教育部で修得した旧課程の単位を通学部で新課程の単位に読み替えることができるか。	単位の読替えは、「新課程を有する大学」として行うものであるため、同一の大学内に新課程を有する学部・学科等があれば、当該新課程に係る単位の読替えが可能である(学部間、通信教育部一通学部間を問わない)。
62	科目の読替え	新課程の中学校教諭一種免許状(国語)の認定を受けている大学が、旧課程の小学校教諭一種免許状の科目を読み替えることはできるか。	できない。平成30年5月18日付け質問回答集No.26のとおり、新課程の認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。
63	経過措置の適用	(科目等履修も含め)A大学とB大学に同時に在籍している学生が、中学校教諭一種免許状の課程を有するA大学には法施行日以前から在学しており、一方、小学校教諭一種免許状の課程を有するB大学には法施行後から在学し始めた場合、B大学では新課程を履修させるべきか。また、当該者が改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、A大学の中免取得のための単位をB大学の中免取得のために流用する場合はどうか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなるため、前段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修を法施行後から開始する場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ただし、後段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る履修をA大学で法施行日前から開始していると考えられるため、この場合、経過措置の適用を受けるとも解し得る。 このように、いずれとも考えられ得る場合、経過措置の適用を受けることができる者が、経過措置の適用を受けず新法の所要資格により免許状の授与申請を行うことも差し支えない。 なお、大学は、旧課程の科目を履修する学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。
64	経過措置の適用	「編入学」及び「転入学」の定義は何か。 例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか(経過措置が適用され、旧法適用となるか)。	○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。 1. 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(学校教育法第108条第7項) 2. 高等専門学校を卒業した者(学校教育法第122条) 3. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第132条) 4. 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2)  これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.3のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。  ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、平成30年5月18日付け質問回答集No4.5.6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。  ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。
65	経過措置の適用	平成31年3月31日に教職課程のない大学を退学し、平成31年4月1日に教職課程のある大学に入学(転入学)した学生は、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか(経過措置が適用され、旧法適用となるか)。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。



66	経過措置の適用	平成30年4月からA大学の中学校教諭一種免許状の課程に在学している学生が、平成31年4月からB大学の小学校教諭一種免許状の課程で科目等履修を開始した。この学生が、A大学を卒業するまでに中学校教諭一種免許状の所要資格は満たしたが、小学校教諭一種免許状の所要資格は満たせず、A大学卒業後もB大学において科目等履修を継続した場合、小学校教諭一種免許状は経過措置の適用を受け旧法で取得することができるか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなる。 設例の場合、中学校教諭一種免許状については、平成28年改正法附則第5条に該当し、経過措置の適用を受ける。 小学校一種免許状については、 ①中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用しない場合、小学校教諭一種免許状取得に係る在籍及び履修を平成31年4月からB大学において開始したこととなるため、平成30年5月18日付け質問回答No.1のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ②中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用する場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修は、A大学において平成30年4月から始まっていることとなるため、施行の際現に大学に在学している者には該当するが、施行の際現に在学していたA大学を卒業するまでに小学校教諭一種免許状の所要資格を満たしていないことから、平成28年改正法附則第5条に該当せず、経過措置の適用を受けない。
67	経過措置の適用	施行の際休学していた場合も、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。
68	経過措置の適用	平成31年4月1日に飛び入学で学士課程から修士課程に入学した場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 また、施行の際現に学士課程に在学していた者が、平成31年4月1日以降に飛び入学で修士課程に入学した場合はどうか。	いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である（学校教育法第90条第2項、第102条第2項、学校教育法施行規則第151条、第152条、第153条、平成13年文部科学省告示第167号）。（文部科学省ホームページより） したがって、転入学の場合と異なり、同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、「施行の際現に大学に在学している者」に該当しない。 施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に飛び入学で大学院に入学する場合も同様である（同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、施行の際現に在学していた課程の在籍が終了するまでに所要資格を満たせない場合は、経過措置の適用を受けない。）。
69	科目の読替え	小学校の外国語の指導法を旧課程の「教科又は教職に関する科目」において開設していたが、これを新課程の外国語の指導法に読み替えることができるか。	平成29年改正規則附則第3項に規定するとおり、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読替えるのは、旧課程の「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）」のみであるため、旧課程の「教科又は教職に関する科目」の単位を、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読み替えることはできない。 旧課程の「教科又は教職に関する科目」を読み替えることができるのは、平成29年改正規則附則第4項のとおり、新課程の「大学が独自に設定する科目」のみである。 なお、新課程が開始する平成31年4月1日以降は、小学校の外国語の指導法を、旧課程の「教科又は教職に関する科目」と新課程の「各教科の指導法に関する科目」を兼ねる科目として開設することが可能である。
70	その他	「総合演習」について、平成29年改正規則において規定がないため新課程の単位には読替えができないと思われるが、「総合演習」の単位は、改正省令の施行後は免許状取得のために使用することができないか。	平成20年11月改正教育職員免許法施行規則（以下「平成20年改正規則」という。）附則の規定は、平成29年改正規則によって無効となるものではないため、平成20年改正規則附則第2条～第4条に該当する者は、改めて「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

## 9. 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について

2 教教人第 23 号  
令和 2 年 10 月 5 日

教職課程を置く各国公私立大学長  
各指定教員養成機関の長 殿  
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長

文部科学省  
総合教育政策局教育人材政策課長  
中野理美

(公印省略)

初等中等教育局情報教育・外国語教育課長  
今井裕一

(公印省略)

初等中等教育局教育課程課長  
滝波泰

(公印省略)

「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」  
(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会) の送付について (通知)

教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関(以下「大学等」という。)におかれては、「学校の ICT 環境整備の充実に対応した教員養成等の充実について」(令和 2 年 3 月 6 日付け元教教人第 41 号総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知)を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教員を確実に養成できるよう、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、各大学等に求められる具体的な取組について、別紙のとおり「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」(以下「ICT 活用指導力の向上に関する取組」という。)が取りまとめられましたので、送付します。

各大学等におかれては、「ICT 活用指導力の向上に関する取組」を踏まえ、学生が教師の ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において作成された学校における ICT を活

用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを大学等の授業等において活用したり、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学等の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証したりするなど、更なる取組の推進をお願いいたします。なお、今後、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定としています。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、教員養成段階での取組としての「ICT 活用指導力の向上に関する取組」について御承知おきいただくとともに、教育公務員特例法第 22 条の 5 に定める教師の資質能力の指標の策定に関する協議等を行うための協議会等を通じ、大学等と積極的に連携して、教師の ICT 活用指導力の向上方策について検討の上、教師の資質能力の指標や教員研修計画に位置付け、教員研修のより一層の充実が図られるようお願いいたします。

(本件担当)

1. 大学での教員養成に関すること

総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室  
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2451)

2. 教師の ICT 活用指導力充実に関すること、情報活用能力の育成に関すること

初等中等教育局情報教育・外国語教育課  
情報教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2090)

3. 各教科等の指導における ICT の活用に関すること

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室  
企画係

TEL 03-5253-4111 (内線 2367)

## 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実に向けた取組について

令和2年10月5日  
中央教育審議会  
初等中等教育分科会  
教員養成部会

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」(令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会)においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることで、情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されることとなることが、「2020年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられている。
- また、ICT環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動などが可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。特に、GIGA スクール構想の加速により、児童生徒「1人1台端末」の教育環境が実現することで、遠隔・オンライン教育を含め、ICTを活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。
- 今後、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになるため、教師が ICT 活用指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、教師を支援するツールとして ICT を活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICT を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をしていく力を身に付けていくことが求められる。
- 教員養成段階においては、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に加えて、平成28年11月の教育職員免許法の改正及び平成29年11月の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の改正により、「各教科の指導法」に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成31年4月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- 教職課程を置く各国公私立大学、各指定教員養成機関(以下「大学等」という。)においては、既に取り組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師の ICT 活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進めることが必要である。

今後、教師の ICT 活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。

- なお、こうした教師の ICT 活用指導力を身に付けていく上で、その前提となる取組として、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であり、このため、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが望まれる。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できるよう環境整備に努めることも望まれる。
- また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、各大学等の取組もこうした変化に遅れることなく対応していくことが必要である。各大学等においては、学生に最新の教育環境を踏まえた教師の ICT 活用指導力を身に付けさせ、これからの学校現場をリードする人材として育成していくために、より積極的な取組が期待される。

## 記

### 1. 教師の ICT 活用指導力として必要となる資質・能力

- 教師の ICT 活用指導力について、教職課程においては「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」に含めることとする情報機器及び教材の活用として取り扱うこととなる。より具体的な内容としては、教職課程コアカリキュラムにおいて、必要となる資質・能力が到達目標として示されている。
- 「教育の方法及び技術」では次の2つの到達目標が示されている。
  - ① 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
  - ② 子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。
- 「各教科の指導法」では次のとおり、当該教科の特性に応じた情報機器の活用について、「教育の方法及び技術」で示された2つの到達目標を1つの到達目標にまとめて示されている。
  - ・当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「情報機器の操作」につ

いても教職課程の学生はその単位の修得が必要であり、さらに、大学によっては大学が独自に設定する科目等においても関連する科目が開設されている場合もある。

- このように教職課程においては、教師の ICT 活用指導力について複数の科目にわたって取り扱うこととなるものであることから、各大学等においては、学生が教師の ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、各科目の役割を明確にしながら、教育課程を編成することが求められる。
- 文部科学省においては教師の ICT 活用指導力について、教師が ICT を適切に活用して指導することや、児童生徒が ICT を適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）において、以下の A～D の大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ 4 つのチェック項目に分けて示している。
  - ・ A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
  - ・ B 授業に ICT を活用して指導する能力
  - ・ C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
  - ・ D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考に、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考に、各科目の到達目標や授業内容（教師の ICT 活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

○ 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）

：文部科学省では、教師の ICT 活用指導力を把握するため、毎年、本チェックリストを基に調査を実施。

「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm)

## 2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各教科等の指導において ICT を活用する際に、単に ICT 機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、指導が充実したりするわけではない。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質や ICT を活用する利点などを十分理解した上で、ICT を活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。
- 学習指導要領及びその解説においては、各教科等の指導における情報活用能力の育成の在り方や、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、情報機器等の ICT の活用による学習活動の充実について示しているところであり、各教科等の指導に当たって、これらを踏まえることが不可欠である。
- また、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した「教育の情報化に関する手引」(文部科学省)においては、ICT を効果的に活用した学習場面として、
  - ・ 一斉指導による学び (一斉学習)
  - ・ 子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び (個別学習)
  - ・ 子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び (協働学習)
 の3つの分類例に分け、これらをさらに細分化した10の分類例が示されている。また、同手引においては、この学習場面に沿って、小学校、中学校、高等学校の学校段階ごとの各教科等別に、ICT を活用した具体例が示されている。
- さらに、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した動画コンテンツについて、独立行政法人教職員支援機構においては、オンライン講座「学校における ICT を活用した学習場面」などの動画コンテンツをホームページに掲載して提供している。今後、文部科学省においては、各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを順次作成する予定である。
- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計やFD・SDに活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

○ 「教育の情報化に関する手引」

：新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・

教育委員会が具体的な取組を行う際に参考となるよう、文部科学省ホームページに掲載。  
各学校段階・教科等における ICT を活用した指導の具体例等を掲載。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)

#### ○オンライン講座「校内研修シリーズ」

：学校内で実施する校内研修で活用できるよう、講義動画などの研修教材について、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて提供（パスワード等不要）。

教師の ICT 活用指導力に関連しては、令和 2 年 9 月現在、No37「学校教育の情報化」、No76「学校における ICT を活用した学習場面」、No78「病弱教育における ICT 活用」が提供されている。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>

#### ○そのほか、教職課程の授業等で活用が考えられる資料

##### ・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」

：学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うに当たって参考となるよう、各教科等の指導における ICT の効果的な活用についての参考資料を文部科学省ホームページに掲載。本資料は令和 2 年 9 月時点のものであり、今後、随時更新をしていく予定。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_00915.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html)

##### ・「小中高等学校における ICT を活用した学習の取組事例」（令和 2 年 5 月）

：新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業下における家庭での学習を支援するための教育委員会・学校の取組事例を文部科学省において取りまとめ、学校現場での活用に資するよう文部科学省ホームページに掲載。

[https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)

### 3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

○ 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである（小学校学習指導要領解説【総則編】）。

○ また、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICT も活用した指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。これにより、多様な学習活動の展開が期待される。



- 教職課程においては、教育職員免許法施行規則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容について「各教科の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、「教育の方法及び技術」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」に含むものとしている。
- 各大学等においては、各教科等における ICT 活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師の ICT 活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

○小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示）（抜粋）

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領も同趣旨の記載あり。

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、児童の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第 2 の 2 の (1) に示す 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。 また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。 その際、第 3 の 1

の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

○ 教育職員免許法施行規則第3条 表 備考

二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

## 10. 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

事務連絡

令和2年7月10日

教職課程を置く

各国公私立大学担当課

各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課

### 教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援について

教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、日頃より教職課程を履修する障害のある学生が学ぶ際の支援に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成31年4月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部の御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各大学等における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、障害のある高校生等を大学見学・体験入学に受け入れたり、教育学部で独自に障害のある学生の個別支援チームを立ち上げ教育実習に向けて支援したりする取組などが行われています。

また、本調査結果の公表と併せて、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に資するよう、各都道府県教育委員会等に対して別添の通知を発出しました。

各大学等におかれても、本調査結果を参考にしつつ、同通知の趣旨も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、都道府県教育委員会等と連携協力を図るなど、教職課程を履修する障害のある学生がより学びやすく、教員免許状をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。その際、教育実習時の支援の在り方は特に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いいたします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和2年7月10日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

[https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2020/1422489\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2020/1422489_00002.html)

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課企画係

TEL 03-5253-4111 (内線 2456)

E-mail kyoikujinzai@mext.go.jp

2 教教人第 19 号  
令和 2 年 7 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会  
教職員人事主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
柳 澤 好 治

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
浅 野 敦 行

(印影印刷)

### 障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より障害者雇用の促進に尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

こうしたことを踏まえ、今般、平成 31 年 4 月に文部科学省が公表した「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」に基づき、各教育委員会や各国立教員養成大学・学部との御協力の下、令和元年度に行った「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」の結果を取りまとめ、公表しました。これは、各教育委員会における今後の取組の工夫・改善に活用いただけるよう取りまとめたものであり、例えば、聴覚障害のある教師の情報保障のために手話通訳者を配置したり、教職員の業務を軽減するために県立学校等に障害のある人を教務・業務補助員として配置したりする取組が行われています。

この他、パラアスリートなどの専門性等を有する障害のある人を教師や学習指導員、ICT 支援員等として任用することや、スクール・サポート・スタッフとして任用することなども考えられるところ です。

各教育委員会におかれては、本調査結果や、他県市の具体的な取組事例等も参考にしつつ、令和 3 年 3 月 31 日より前に法定雇用率がさらに 0.1%引き上げられる予定であることも見据え、特に下記の事項について予算措置も含め更なる障害者雇用の促進に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和 2 年 7 月 10 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料)

[https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2020/1422489_00002.html)

本件連絡先：総合教育政策局教育人材政策課企画係  
03-5253-4111 (内線 2456)

## 記

### 1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、本調査における国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項等も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、学校インターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

### 2. 公立学校教員採用選考試験の改善

令和2年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験（以下「採用選考」という。）における障害のある者を対象とする選考においては、受験資格として「自力通勤可能」「介助者不要」等の要件を定めている例は皆無となるなど、各教育委員会において着実に改善が進んでいます。引き続き、一層の障害者雇用の促進の観点から、障害者雇用促進法や障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害者の採用拡大に努め、障害があることをもって不合理な差別的取扱いがなされることのないようお願いします。

### 3. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

### 4. 障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や情報通信環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、情報通信環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき地方財政措置を講じるとともに、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算において、学校内の高速大容量の通信ネットワーク等の整備支援を行っています。

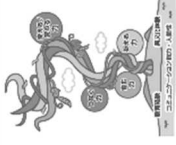
各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

## 5. 今後の取組に向けて

文部科学省では、今後、令和3年度以降に改めて調査を行い、各教育委員会の進捗状況をフォローアップさせていただく予定です。各教育委員会におかれては、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

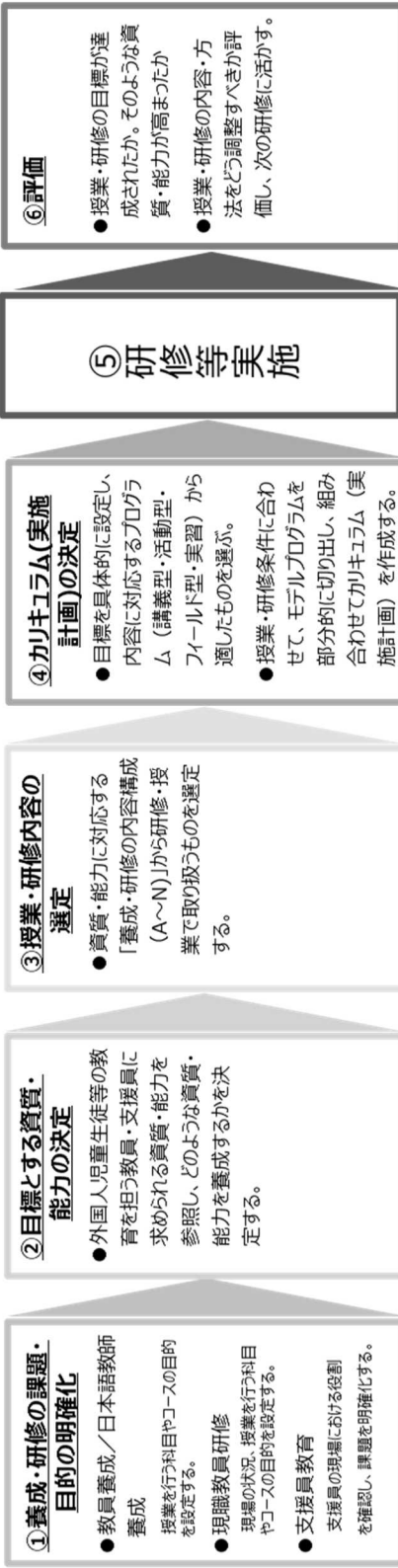
また、国立教員養成大学・学部から教育委員会への要望事項等も踏まえ、障害のある教師等の教育関係職員が教育現場で活躍している全国の事例について収集・発信を行うため、入職後の勤務体制・職務内容等に係る工夫など、各教育委員会における合理的配慮の在り方等についての事例集を作成する予定です。ついては、改めて依頼させていただきますので、御協力くださるようお願いします。

# 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム



**概要**  
 ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。  
 (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

## モデルプログラムの活用の方法



資質・能力の4要素と課題領域		養成・研修の内容構成
捉える力	子どもの実態の把握	A 外国人児童生徒等の教育の課題
	社会的背景の理解	H 子どもの日本語教育の理論と方法
育む力	日本語・教科の力の育成	I 日本語指導の計画と実施
	異文化間能力の涵養	J 在籍学級での学習支援
つなぐ力	学校づくり	K 社会参加とキャリア教育
	地域づくり	L 保護者・地域とのネットワーク
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	E 母語・母文化・アイデンティティ
	教師としての成長	F 言語と認知の発達 M 現場における実践(実地教育・研修) N 成長する教師(教員・支援員)

求められる具体的な力

文化間移動と発達の違いから、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。

外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な脈絡に位置付けることができる。

外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。

外国人児童生徒等と周囲の子どもの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。

保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。

異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。

社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。

外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>



## 12. 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）

---

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）

### —目次—

はじめに

#### 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

- I 子供の読書活動に関する取組の現状
  - 1 家庭・地域における取組
  - 2 学校等における取組
- II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化
  - 1 学校図書館法の改正等
  - 2 学習指導要領の改訂等
  - 3 情報通信手段の普及・多様化

#### 第2章 基本の方針

- I 子供の読書活動に関する課題
- II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

#### 第3章 子供の読書活動の推進体制等

- I 市町村の役割
- II 都道府県の役割
- III 国の役割

#### 第4章 子供の読書活動の推進方策

- I 発達段階に応じた取組
- II 家庭における取組
- III 地域における取組
  - 1 図書館
  - 2 その他
- IV 学校等における取組
  - 1 幼稚園、保育所等
  - 2 小学校、中学校、高等学校等
- V 子供の読書への関心を高める取組
- VI 民間団体の活動に対する支援
  - 1 民間団体の役割
  - 2 民間団体の活動に対する支援
- VII 普及啓発活動
  - 1 普及啓発活動の推進
  - 2 優れた取組の奨励

## はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めた。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子供の読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきた。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られる。

第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。

本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子供の読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

## 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

### I 子供の読書活動に関する取組の現状

#### 1 家庭・地域における取組<sup>1</sup>

- (1) 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成23年：3,274館、平成27年：3,331館）。
- (2) 児童室を有する図書館が増加した（平成23年：2,059館、平成27年：2,119館）。
- (3) 児童用図書の貸出冊数<sup>2</sup>が増加した（平成22年度：約1億7,956万冊、平成26年度：約1億8,773万冊）。
- (4) 読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館が漸増している（平成23年：2,311館、平成27年：2,316館）。
- (5) 子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）<sup>3</sup>導入率が上昇した（平成23年：87.0%、平成27年：88.8%）。

#### 2 学校等における取組<sup>4</sup>

- (1) 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した（平成24年：小学校96.4%、中学校88.2%、高校40.8%、平成28年：小学校97.1%、中学校88.5%、高校42.7%）。
- (2) 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%、平成28年：小学校99.3%、中学校98.3%、高校96.1%）。なお、11学級以下の学校においては発令が増加傾向にある（平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%、平成28年：小学校28.7%、中学校33.5%、高校35.7%）。
- (3) 学校司書を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%、平成28年：小学校59.2%、中学校58.2%、高校66.6%）。
- (4) 我が国の子供の読解力は、国際的に見て上位となっている一方で、直近の2015年調査では2012年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している（2006年調査：498点・12位／30か国、2009年調査：520点・5位／34か国、2012年調査：538点・1位／34か国、2015年調査：516点・6位／35か国）。

### II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

#### 1 学校図書館法の改正等

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号。以下「改正法」という。）が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…（略）…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が

<sup>1</sup> 数値は、平成23年度「社会教育調査」（文部科学省）、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）から。なお、平成27年度から統計名称「社会教育調査」が「社会教育統計」に変更された。

<sup>2</sup> 平成20年度調査までは「児童の貸出冊数」を調査していたが、図書館のシステム化の影響により児童が借りた貸出冊数が把握できない図書館があることから、平成23年度以降の調査では「児童用図書の貸出冊数」を調査。

<sup>3</sup> OPAC(Online Public Access Catalog)：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。

<sup>4</sup> (1)から(3)の数値は、平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）から。(4)の数値は、2006年、2009年、2012年及び2015年「生徒の学習到達度調査」（OECD）から、平均得点及びOECD加盟国中の順位を記載。

取りまとめられた。

これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また、平成20年6月に図書館法(昭和25年法律第118号)が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」<sup>1</sup>(以下「望ましい基準」という。)に対する各公立図書館の対応等については、平成27年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」<sup>2</sup>(文部科学省)を行い、平成28年3月に報告書が取りまとめられた。

## 2 学習指導要領の改訂等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としている。

## 3 情報通信手段の普及・多様化<sup>3</sup>

近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており(平成26年度:小学生17.1%、中学生41.9%、高校生90.7%、平成27年度:小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%、平成28年度:小学生27.0%、中学生51.7%、高校生94.8%、平成29年度:小学生29.9%、中学生58.1%、高校生95.9%)、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになってきている。また、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化も近年の特徴である。

<sup>1</sup> 平成20年6月の図書館法改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、従来の「望ましい基準」が全部改正された。

<sup>2</sup> 生涯学習の視点から全国の公立図書館の実態を調査。事業の実施等に関する基本的な運営の方針の策定、適切な指標の選定・目標の設定、事業計画の策定という体系的な図書館の管理運営、点字資料・録音図書の利用や障害者サービス担当者の配置等について対応が望まれる実態が明らかになった。

<sup>3</sup> 数値は、平成29年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)から。

## 第2章 基本的方針

### I 子供の読書活動に関する課題

子供は、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料<sup>1</sup>を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっている。子供たちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められている。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にある。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もある。

このような状況にあって、現在、学習指導要領等の改訂や高大接続改革が行われているところである。その中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると考えられる。

第三次基本計画においては、子供の不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合であり、平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%であった<sup>2</sup>。）をおおむね5年後に小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年間で半減させる（平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とする）ことを目標としていた。本目標下において、平成29年度の不読率は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であった<sup>2</sup>。

年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向<sup>3</sup>にある。一方で、高校生の不読率は依然として高い状況にある。また、いずれの世代においても、第三次基本計画で定めた進度での改善は図られていないことから、各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要である。

### II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

子供の読書活動の重要性が高まっていることや、学校段階により子供の読書活動の状況に差があることに留意しながら、本計画期間においては、乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。

特に高校生の不読率が高いことを受けて行った文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられる<sup>4</sup>。

このような現状を改善するために、前者には発達段階に応じて読書し読書を好きになる、つまり読書習慣の形成を一層効果的に図る必要がある、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要がある。

前者については、子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占

<sup>1</sup> 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

<sup>2</sup> 第63回「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社）

<sup>3</sup> 平成12年度には小学生16.4%、中学生は43.0%、高校生は58.8%

<sup>4</sup> 平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（文部科学省）

めている実態がある<sup>1</sup>ことに鑑みると、高校生の時期の子供が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。その方法としては、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向がある<sup>4</sup>ことから、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。

このように、子供の読書への関心を高めるために、国、都道府県、市町村は、子供の実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえ、取組の充実・促進を図ることが望まれる。

なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。これらについて、国は、本計画の実施期間中にこうした読書環境の変化に関する実態把握とその分析等を行う必要がある。

都道府県や市町村においては、このような方向性を踏まえつつ、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な体制を整備するとともに、推進法第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）及び推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）の策定又は見直しを行うことが望まれる。

また、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している民間団体の活動に対する支援が行われることが重要である。

そのほか、読書活動についての関心と理解を深め、取組の更なる充実を図るため、優良事例の紹介等の普及啓発活動が行われることが重要である。

---

<sup>1</sup> 「第2回放課後の生活時間調査—子どもたちの24時間—ダイジェスト版」（2015年ベネッセ教育総合研究所）

### 第3章 子供の読書活動の推進体制等

#### I 市町村の役割

子供の読書活動の推進に当たっては、子供や保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要である。

市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力<sup>1</sup>によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。

第三次基本計画においては、市町村推進計画の策定率を第三次基本計画期間中に市100%、町村70%以上とすることを目標としていた。しかし、市町村推進計画の策定率（平成28年度末）は、市88.6%、町村63.6%であり<sup>2</sup>、とりわけ町村の策定率が低い状況となっている。このように、市町村推進計画の策定率は、市及び町村のいずれも改善しているが、第三次基本計画で定めた目標には達しておらず、地域における取組の差は改善しているものの依然として残っている。

市町村推進計画が未策定の市町村においては、基本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努めることとなるが、これには、都道府県による支援や助言が必要とされている<sup>3</sup>と考えられる。

市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。

#### II 都道府県の役割

都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。

都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。

特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。

都道府県がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第1項に規定されているように都道府県推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。

#### III 国の役割

国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。

<sup>1</sup> 例えば、市町村において民間団体等と連携して行われる取組として、「ブックスタート」や「家読（うちどく）」等がある。（第4章II（2）参照）

<sup>2</sup> 平成28年度「「子ども読書活動推進計画」の策定状況調査」（文部科学省）

<sup>3</sup> 市町村推進計画が未策定の市町村を対象としたアンケート結果によると、未策定の理由として「人材が不足している」、「図書館を設置していない」という点を挙げるところが多い。（平成28年度「「子ども読書活動推進計画」策定状況調査」（文部科学省））また、「子供の読書活動推進に関する有識者会議」においても、「市町村推進計画を策定し、これに基づき取組を推進する人材が不足している」との指摘があった。

国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。

国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例（読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等）等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実方策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。

第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成 34 年度に小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市 100%、町村 70%以上とすることを目指す。

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。



## 第4章 子供の読書活動の推進方策

### I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘<sup>1</sup>を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

#### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

#### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

### II 家庭における取組

#### （1）家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

#### （2）家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間

<sup>1</sup> 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

### Ⅲ 地域における取組

#### 1 図書館

##### (1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

##### (2) 図書館における読書を支援する取組

###### ① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成 27 年現在 3,331 館であり、昭和 38 年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は 100%、市立は 98.4%であるが、町立は 61.5%、村立は 26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である<sup>1</sup>。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、

<sup>1</sup> 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

広く国民の理解を得るよう努める。

## ② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイント<sup>1</sup>の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

## ③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができる。平成27年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は91.2%、子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は88.8%である<sup>1</sup>。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

## ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり<sup>2</sup>、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

## ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るものの、録音図書を所有する図書館は20.2%、点字図書等を所有する図書館は39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている<sup>2</sup>。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

## ⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

## ⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

## ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施

<sup>1</sup> 貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

<sup>2</sup> 平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

#### ⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている<sup>1</sup>。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### (3) 連携・協力

#### ① 学校図書館等との連携・協力

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実にも努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

#### ② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入<sup>2</sup>等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

### (4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

#### ① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担って

<sup>1</sup> 平成23年度「社会教育調査」、平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

<sup>2</sup> 平成27年現在、ボランティア登録制度を有する図書館は2,316館。（「平成27年度社会教育統計」（文部科学省））

いる。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

## ② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2 その他

### (1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

### (4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

### (5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を

得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

#### IV 学校等における取組

##### 1 幼稚園、保育所等

###### (1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

###### (2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

##### 2 小学校、中学校、高等学校等

###### (1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

###### (2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

###### ① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・ 全校一斉の読書活動
- ・ 推薦図書コーナーの設置
- ・ 卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・ 子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善

という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

## ② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

## (3) 学校図書館

### ① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

### ② 学校図書館の取組

#### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料(学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。)を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新た

な「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成23年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%）<sup>1)</sup>）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり<sup>2)</sup>、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

#### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である<sup>3)</sup>。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり<sup>3)</sup>、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である<sup>3)</sup>。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

### （4）人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ

<sup>1)</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

<sup>2)</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

<sup>3)</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

### ① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

### ② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）<sup>1</sup>）、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の

<sup>1</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

### ③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

### (5) 連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

## V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。

#### ・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

#### ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

#### ・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

#### ・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

#### ・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

#### ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・ 図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・ 子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

## VI 民間団体の活動に対する支援

### 1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約 9,000 のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている<sup>1</sup>。

### 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」<sup>2</sup>をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

## VII 普及啓発活動

### 1 普及啓発活動の推進

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。

このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

<sup>1</sup> 平成25年度「全国読書グループ総覧」(公益社団法人読書推進運動協議会)

<sup>2</sup> 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

## (2) 各種情報の収集・提供

国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。

都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。

このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

## 2 優れた取組の奨励

国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。

### (1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である（学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人）。

### (2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

13. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）

---

2 文科教第 2 5 3 号  
令和 2 年 6 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長 殿  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長  
浅 田 和 伸

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
丸 山 洋 司

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳

(印影印刷)

性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について（通知）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必

要があります。

政府においては、令和2年4月より、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）を議長として、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省の局長級を構成員とする「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を開催し、この度、別添のとおり、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「方針」という。）を決定いたしました。

この方針においては、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策とともに、教育・啓発の強化に取り組むこととしております。

この方針を踏まえ、文部科学省としても、子供が性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育・啓発内容の充実、相談を受ける体制の強化、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分、社会全体への啓発について、今後取組を強化してまいります。

については、各位におかれても本方針について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

本方針について、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

## 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

令和 2 年 6 月 11 日  
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

## はじめに

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。平成 29 年の刑法一部改正法附則第 9 条<sup>1</sup>により、政府として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが求められていることを踏まえ、法務省において令和 2 年 3 月に性犯罪の実態に関する調査研究等の結果が取りまとめられた<sup>2</sup>ところであり、また、被害に遭われた方や支援団体等が声を上げ、熱心に活動に取り組むなど、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきている。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題である。その根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。本方針は、その第一歩として位置付けられるものであり、関係府省が連携して取り組む政策・施策の検討や実施の具体的な方針や時期を示すものである。

本方針の取りまとめに当たっては、専門家や支援に携わる現場の方々の声を十分に聴くべきとの問題意識から、性犯罪・性暴力の被害当事者や被害者支援団体、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員からも意見<sup>3</sup>を伺った。本方針に定められた取組の強化の検討・実施に当たっても、引き続き、関係者や有識者の意見を伺いながら、また、性犯罪・性暴力の以下のような特性<sup>4</sup>を十分に踏まえつつ、速やかに進めていくものとする。

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いこと。レイプ被害者の半数程度が PTSD の症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。

<sup>1</sup> 刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）附則第 9 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

<sup>2</sup> 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書（令和 2 年 3 月）

<sup>3</sup> 第 105 回女性に対する暴力に関する専門調査会（令和 2 年 3 月 30 日、書面審議）

<sup>4</sup> 女性に対する暴力に関する専門調査会における意見、支援団体等からのヒアリング、「男女間における暴力に関する調査」報告書（平成 30 年 3 月内閣府男女共同参画局）、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和 2 年 3 月公表）等を踏まえたもの。

- 被害者が勇気を出して相談しても、二次的被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っていることがあること。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況があること。
- 同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例が少ないこと。
- 障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすいという指摘があること。
- 男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況があること。

女性に対する暴力の根絶は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」のうち、ターゲット5.2に位置付けられているものであり、国際的な動向や諸外国の取組を幅広く把握するなど、国際的な連携も進めていく。また、性犯罪・性暴力被害者の支援の抜本的な強化は、「誰一人取り残さない社会」の実現のために不可欠な課題であり、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要である。

#### 刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

【法務省・関係省庁】

法務省では、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法の在り方を検討するため、被害当事者、被害者心理・被害者支援関係者、刑事法研究者、実務家で構成する「性犯罪に関する刑事法検討会」の第1回会議が令和2年6月4日に開催されたところである。法務省において取りまとめた「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」（令和2年3月）で指摘された意見<sup>1</sup>も踏まえつつ、幅広く意見を伺いながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる。

<sup>1</sup> 報告書では、ヒアリング等における指摘事項として、「刑事実体法に関する事項」については、暴行・脅迫要件の撤廃・在り方、不同意性交罪の創設、地位・関係性利用類型の罪の創設・拡充、大量の飲酒や薬物の使用を明記するなど心神喪失・抗拒不能要件の明確化、障害者の特性に配慮した規定の創設、学校教職員等による生徒に対する犯罪など児童に対する性犯罪への対応、性交同意年齢の引上げ、男性やLGBTQの被害者への対応、配偶者間における性犯罪への対応、被害状況の撮影への対応などが、「刑事訴訟手続に関する事項」については、公訴時効制度の見直し、多機関連携による司法面接の実施・情報共有、司法面接の録音録画の証拠採用、障害がある被害者からの聴取における司法面接的手法の活用、起訴状における被害者の氏名秘匿制度の創設などが、「その他刑事手続の運用等に関する事項」については、早期の適切な証拠保全、捜査の初期における被害者への情報提供、被害者の心理等を踏まえた適切な事実認定、二次被害の防止のための配慮、保釈の判断の際の被害者の心情への配慮、適切な求刑、量刑などがそれぞれ記載されている。



刑事手続の運用の在り方に関しても、児童を被害者とする事案において従来から行っている代表者聴取（協同面接、いわゆる司法面接的手法を用いた事情聴取）の取組について、その対象を障害がある被害者にも拡大するなど、被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとする事、捜査に関する適切な情報提供をすること、処分の理由等について性犯罪被害者の心情に配慮した丁寧な説明をすること、被害の実態や被害者の心情を酌んだ求刑を行うことといった指摘を受けている。既に関係機関においては、代表者聴取を含め、適切な運用に努めてきたところ、前記のような指摘があることなどを踏まえ、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組について更に検討し、適切な対処を行う。

刑事司法に関わる検察官等について、平成29年の刑法一部改正法における附帯決議等を踏まえ、各種研修において、「フリーズ」と呼ばれる症状を含め、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての研修を実施する。

### 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

【法務省】

（性犯罪者に実施しているプログラムの拡充）

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されている<sup>1</sup>ことを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

（出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討）

刑事施設において、地方公共団体の求めに応じて、子供を被害者とする性犯罪者に対する再犯防止施策を行うために必要な情報の提供を行っている事例があることを踏まえつつ、必要な体制ができた地方公共団体に対しては、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供ができることを、法務省から地方公共団体に明示する。

また、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2年程度を目途として、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を把握し、その結果も踏まえて所要の検討を行う。

### 被害申告・相談をしやすい環境の整備

（被害届の即時受理の徹底）

【警察庁】

性犯罪に関して被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することを更に徹底する。また、被害届受理時の説明によって、被害者に警察が被害届の受理を拒んでいるとの誤解を生じさせることがないように、必要な指導を行う。

<sup>1</sup> 「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」及び「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果」（いずれも令和2年3月法務省発表）参照。

(捜査段階における二次的被害の防止)

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員として女性警察官等を指定し、被害者の精神的負担を緩和する。また、被害の申出がなされた際に、性犯罪被害に関する知見を有する警察官等が、被害者の心情に十分配慮した対応を取ることができるよう、警察官等を対象とした研修の充実等を図る。

(警察における相談窓口の周知や支援の充実)

【警察庁】

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」については、国民への更なる周知を図る。このほか、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、必要な指導を行う。また、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度の適切な運用を図るよう、必要な指導を行う。

(被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化) 【内閣府】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織であり、性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながる必要があることである。

(1) ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通の短縮番号によるナビダイヤルを令和2年10月までに導入し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、積極的に広報を展開する。ナビダイヤルについては、令和4年度での通話料無料化の実現を目指して、検討を進める。あわせて、中学生・高校生に対してワンストップ支援センターの存在を周知するため、教育委員会や知事部局と連携して、広報資料の配布を推進する。さらに、地域の多様な機関への周知徹底を図ることにより、当該機関に相談した被害者が、ワンストップ支援センターにつながることをできるようにする。

(2) 多様な相談方法の提供

若年層が相談しやすくなるよう、SNS相談について令和3年度内からの通年実施に向けて、検討・準備を進める。現在、外出自粛や休校措置などにより子供がSNSに触れる機会が増え、性暴力や性被害につながることを懸念されていることから、できるだけ早期に、前年度<sup>1</sup>より期間や体制を拡充して実施する。

あわせて、メール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法の確保や外国語通訳の活用など、障害者や外国人などの多様な相談者への対応を推進する。

<sup>1</sup> 令和元年度は12月10日から24日までの15日間、4つの民間団体の協力を得て実施。

### (3) 24時間・365日対応の推進

性犯罪・性暴力については、夜間の相談も多く、緊急対応も必要なことから、各ワンストップ支援センターの24時間・365日運営の実現は重要な課題であるが、人材面・財政面の課題も大きく、令和2年6月現在、20都道府県にとどまっている。都道府県のワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を支援するとともに、全国どこでも、いつでも必要なときに被害について相談ができ、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応できるコールセンターの令和3年度中の設置に向けた検討・準備を進める。具体的には、①夜間休日対応のコールセンターの設置（平日昼間の8時間は地方公共団体のワンストップ支援センターで対応）、②相談員に専門性を持たせるための十分な研修の実施と必要な人員の確保、適切な処遇の提供を行うこと、③コールセンターとワンストップ支援センターとの連携体制を構築すること、④緊急時に速やかに都道府県の緊急対応体制と連携するとともに、各地域において同行支援などの対応ができるようにすることや、そのためにコールセンターにコーディネーターを配置すること、について検討する。

### (4) ワンストップ支援センターの増設の検討等

ワンストップ支援センターについては、平成30年10月に全都道府県への設置が行われたところであるが、各都道府県に1つのセンターでは、距離が遠いなどにより、必要な相談・支援を受けることができない場合がある。センターへのアクセスを容易にし、必要な支援につながるができるよう、各都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設について検討を進め、施策を講じる。

## 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

### (ワンストップ支援センターにおける支援の充実)

【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターについては、地域における被害者支援の中核的な組織として、支援状況等調査<sup>1</sup>の結果も踏まえつつ、抜本的な強化を図ることが必要であり、その体制の充実に加え、地域における関係機関との連携強化を推進する。

### (1) 病院など地域における関係機関との連携強化

【内閣府・警察庁・厚生労働省・関係省庁】

性犯罪・性暴力被害者支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要であり、病院にセンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との提携について、特に中長期的な関係の安定を見据えた公立病院や公的病院への設置や提携を含め、関係強化を図る<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和元年度内閣府委託調査、令和2年3月公表）

<sup>2</sup> 産婦人科や精神科などにおける性暴力被害者診療は、丁寧な対応が必要であり、病院にとっても負担が大きいとい

また、都道府県、病院（医師、看護師等）、警察、弁護士、ワンストップ支援センター、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、福祉部局など、地域の関係機関が連携して、被害者のニーズに沿った支援を行うことが必要である。地域内連携に関する地方公共団体の好事例も参考にしながら、国レベルでの検討を行うための、関係省庁・関係機関の協議の場を設置し、令和2年夏以降議論を深め、年度内を目途に一定の結論を得て、「開設・運営の手引」の見直しを含めて、取組を進める。

さらに、ワンストップ支援センターが関係機関と連携しながら、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援などを総合的に提供できるよう、地方公共団体担当部局による関係機関との調整を促進するとともに、ワンストップ支援センターへのコーディネーターの配置・常勤化やコーディネーター等を支える事務職員の配置を推進する。

## （2）職員の研修の充実

【内閣府・関係省庁】

ワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のための研修は不可欠である。国においても、相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修も令和3年度からの新たな実施を検討するなど、ワンストップ支援センターの機能向上と全国ネットワーク化を図る。さらに、予算面の事情や代替要員の欠如等により研修に参加する機会の確保が困難な全国の相談員等のため、基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、令和2年度からオンライン研修教材の開発・提供を進める。また、研修の質の向上のため、様々な相談事例や優良事例の把握を行うための調査研究事業を実施する。さらに、地域において関係機関と連携し、合同での研修を実施できるよう、支援の充実を図る。

## （中長期的な支援体制）

【内閣府・厚生労働省】

性犯罪・性暴力被害の影響は、トラウマとなることや、生活面も含め中長期にわたることもあり、これに対応する支援体制の構築が必要である。トラウマについては、精神科専門医等による適切な治療により回復できるものである一方で、専門性を備えた医師が不足しており、医師等の専門職の育成と適切な処遇についての検討を行う。また、中長期の支援に当たっては、生活面の包括的な支援が必要であることから、福祉・就労支援・学び直し等との連携が必要であり、福祉部局等における、性犯罪・性暴力被害者の特性についての理解や配慮を促すための研修等の取組を進める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。

## （被害者の医療費負担等の軽減）

【内閣府】

ワンストップ支援センターは、被害者の医療支援を行う一環として、医療費の負担軽減を行っているが、所在する都道府県外での被害への支援について取扱いが様々であり、負担軽減を受けられない場合が生じているため、令和2年中に医療費負担についての整理を行う。また、子供が性被害等を受けた場合、その監護者に対する精神的ケアが必要となることもあることから、監護者へのケアも含めるなど、医療費支援の対象について検討を行う。あわせて、中長期を含め、医療等に対する被害当事者の負担の更なる軽減について

---

う現状を踏まえた対応の検討の必要性が指摘されている。

検討する。

(多様な被害者支援の充実)

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

警察、検察、ワンストップ支援センターなどの関係者が、障害者や男性等を含め、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、令和3年度から速やかにワンストップ支援センターにおける性暴力被害者に対する支援実態等に関する調査研究等を行うとともに、研修を実施する。

また、婦人保護事業について、新たな法律的枠組み等についての検討を加速するとともに、ワンストップ支援センターにおける支援などの地域における取組との連携を強化し、性犯罪・性暴力被害者への支援を拡充する。さらに、若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を行う。

### 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、のメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

(子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進)

【文部科学省】

性犯罪・性暴力の加害者には、低年齢児を含め、子供を狙っている者もいる。また、実の父親や義理の父親など、監護者や親族が加害者となる事例も多く、さらに、子供のうちはそれが性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

本来、子供を性被害から守り、被害に遭った時に支えになるのは保護者や周囲の大人だが、家庭内に加害者がいる場合や、虐待などが生じている家庭もあり、親が子供に何をどのように教えればよいか分からない場合など、家庭がこの機能を十分に発揮できない場合もある。子供が性被害に遭い、その被害が継続することが、その後の学業や就労を含め、人生に多大な負の影響を与えていることを考えれば、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが求められる。また、被害に遭ったとしても、学業が継続できることも重要である。

性暴力や性被害の予防や対処に関する教育については、諸外国における取組や、刑法の性交同意年齢が13歳であることとの関係を踏まえると不十分との指摘があることも踏まえ、その強化について速やかに具体的検討を進め、順次実行する。その際、教育現場に過重な負担がかからないよう、地方公共団体、教育委員会、学校、家庭、地域の専門家等、

多様な主体が連携・協力して取組を進めることが重要である。

(学校等における教育や啓発の内容の充実)

【文部科学省・内閣府・警察庁・関係省庁】

生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する。加えて、今でも実際に被害に遭っている子供がいることから、有効な取組は直ちに進めるべきである。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者等の理解を得ながら、取組を推進する。

具体的には、性暴力の加害者や被害者にならないよう、例えば、

- ・ 幼児期や小学校低学年で、被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。
- ・ 小学校や中学校で、不審者等に付いていかないなど、性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う。
- ・ 小学校高学年や中学校で、SNS等で知り合った人に会うことや、自分の裸の写真を撮る・撮らせる・送る・送らせることによる犯罪被害を含む危険や、被害に遭った場合の対応などについて教える。
- ・ 中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。また、性被害に遭った場合の相談先（ワンストップ支援センター、警察等）についても周知する。
- ・ 高校や大学等入学時のオリエンテーションなどで、レイプドラッグの危険性や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメントなどを周知する。また、被害に遭った場合の対応（通報、証拠保全など）や相談窓口の周知も行う。
- ・ 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導を行う。

工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等を、有識者や関係者の知見を得ながら、関係府省において早急に作成・改訂するとともに、文部科学省から教育委員会や高等教育機関等に周知し、関係者の協力を得て、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるようにする。また、教職員を含む関係者への研修を実施する。その際には、教職員の理解の助けとなるよう、具体的な過去の事件などを盛り込むことを検討する。

あわせて、子供たちの指導に役立つプログラムの開発・普及を通じ、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。また、民間の教材作成企業等にも必要に応じて協力を働き掛ける。

(学校等で相談を受ける体制の強化) 【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう学校側で相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

なお、その際、以下の点に留意するものとする。

- ・親による性的虐待や生徒間における性暴力など性犯罪・性暴力の状況により必要な対応に違いがあること。
- ・子供から話を聞いた時の初動対応が重要であり、必要に応じ、速やかに代表者聴取につなげるなど児童相談所、警察、検察等の関係機関との連携が有用であること。特に、学校での対応の中心となる教育委員会の担当者、学校の管理職、教諭、養護教諭等の関係教職員には、性被害の深刻さや加害生徒を含めた必要な対応について、それぞれに必要な研修を行うべきであること。
- ・対応や研修に当たっては、児童相談所、警察、ワンストップ支援センターなど性犯罪・性暴力に知見のある関係機関の協力を得ることが有効であること。この他、スクールカウンセラーや各教育委員会におかれている弁護士等の知見を活用することも考えられること。
- ・いわゆる非行や問題行動を起こしていると思われる子供について、その背景に虐待や性被害がある場合もあり、児童生徒の指導に当たっては、そのような点も留意すること。

また、大学等におけるセクシュアルハラスメントや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修を促進する。

(わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分)

【文部科学省・厚生労働省・関係省庁】

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とする<sup>1</sup>ことや告発を遺漏なく行う<sup>2</sup>ことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

(社会全体への啓発)

【内閣府・警察庁・文部科学省・関係省庁】

「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識を醸成することが大切であり、3年間

<sup>1</sup> 「平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について」(令和2年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)等により、文部科学省から教育委員会に対して累次の指導を行っている。また、懲戒免職の処分を受けた教員の免許状は失効することとされている(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項第2号)。

<sup>2</sup> 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項において「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

の「集中強化期間」において、広報啓発活動を徹底的に強化する。

- ・令和2年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12-11/25)において、「性暴力」をテーマとして、全国的な広報・啓発活動を強化する。
- ・毎年入学・進学時期である4月に実施している「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」について、若年層の性被害に関するより広い問題を広報啓発するのに適した時期であることから、令和3年4月から、若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとし、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。具体的には、AV出演の強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、レイプドラッグの問題や相手の酩酊状態に乗じた性的行為の問題、セクシュアルハラスメント、痴漢など、若年層の様々な性暴力の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行う。さらに、大学等において、入学後のオリエンテーション等の機会に、相手の同意のない性的行為をしてはならないことや性暴力被害時の対応などに関する啓発の強化を促進する。
- ・PTAや教育委員会等と連携し、保護者等を対象に実施するインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを通じ、性被害防止についても積極的に啓発を行う。
- ・SNS利用に起因する中学生・高校生などの子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する形の広報啓発活動を推進する。

## 方針の確実な実行

【内閣府・関係省庁】

本方針については、各府省で具体的検討を進め、令和4年度末までの「集中強化期間」において、必要な制度改正や予算確保を通じて、施策の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力に対応する現場において当該施策に係る取組を徹底する。地方公共団体や関係機関に対して、本方針を周知するとともに、その後の具体的取組についても周知を行う。

また、本方針に記載した施策について、本年7月を目途に、可能な限り具体的な実施の方法や期限などの工程を作成する。本方針の内容を令和2年度中を目途に策定予定の第5次男女共同参画基本計画に反映させるとともに、当面、毎年4月を目途に、進捗状況や今後の取組についてフォローアップを行う。

実施やフォローアップに当たっては、被害者支援に携わる方々(支援団体やワンストップ支援センター等)からの意見を継続的に聴きながら、また、先行して様々な取組を行っている地方公共団体の取組も参考としていく。

さらに、性暴力被害の実態について把握するため、令和2年度に実施する「男女間における暴力に関する調査」に加え、大学生を含む若年層の性暴力被害の実態把握、ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査、既存調査を活用した障害者の性暴力被害の実態についての把握のための取組等を検討・実施する。



## 14. 外国語教育に関する計画等及び活用可能な資料・教材等

### 1. 外国語教育に関する計画等

#### 教育振興基本計画（第3期）（抜粋）

（平成30年6月15日）

#### **2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する**

##### 目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

##### ○英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化をはじめ小・中・高等学校を通じた外国語教育の更なる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するため、教材・指導資料の配布、外国語（英語）コアカリキュラムの活用などの、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用を含む専科教員や外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的な支援を行う。

#### 教育振興基本計画（第2期）（抜粋）

（平成25年6月14日）

##### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

##### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

＜グローバル人材関係＞

- ②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50％、高等学校：75％）

#### 2. 新学習指導要領に対応した外国語教育に関する指導資料、教材等

- ・ 学習指導要領・学習指導要領解説

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)

- ・ 新学習指導要領対応 小学校外国語活動教材 “Let’s Try! 1,2”
- ・ 新学習指導要領対応 小学校外国語教材 “We Can! 1,2”

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm)

- ・ 新学習指導要領中学校外国語教材 “Bridge”

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1414459\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459_00002.htm)

- ・ 小学校外国語・外国語活動 研修ガイドブック

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm)

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語、中学校外国語編  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- ・中学校外国語 移行期間における教師用指導資料  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1414459.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459.htm)
- ・外国語の指導における ICT の活用について（教科指導における ICT の効果的な活用のための参考資料）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt\\_jogai01-000009772\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009772_13.pdf)
- ・子供の学び応援サイト（学習支援コンテンツポータルサイト）教師の指導に活用できるコンテンツ、教師を目指す学生の英語力向上にも資する学習コンテンツを掲載  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- ・YouTube 文部科学省公式 MEXTchannel 「外国語教育はこう変わる！」シリーズ（小・中・高等学校の授業映像、解説動画等を掲載）  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>
- ・英語教育実施状況調査（生徒や教師の英語力、授業改善状況のデータ（全国、都道府県等別）を掲載）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/1415043.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1415043.htm)
- ・全国学力・学習状況調査  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>
- ・文部科学省 外国語教育ホームページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm)
- ・えいごネット（一般財団法人 英語教育協議会（ELEC） 文部科学省協力 のサイト  
<http://www.eigo-net.jp/>

## 15. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

30 教教人第32号  
平成31年3月18日

教職課程を置く

各 国 公 私 立 大 学 長 殿  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治

（印影印刷）

### 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申を踏まえまして、添付資料のとおり、学校における働き方改革に関する取組の徹底について、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛てに通知しています（以下「通知」という）。

学校における働き方改革を全国の学校において実現するためには、文部科学省、教育委員会、学校、教師を養成する大学も含めた関係者が、それぞれの立場で、それぞれがすべきことに責任を持って積極的に取り組むことが必要です。教職課程を設置する各大学におかれましても、答申及び通知を参考に、特に下記の点に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

#### 記

##### 1. 学校における働き方に関する学生への指導

教師を目指す学生に対し、勤務時間管理の重要性、勤務時間・健康管理を意識した働き方、学校及び教師が担う業務、学校の組織運営体制の在り方などについて、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」などの科目において、答申及び通知を参考としつつ、適切に指導を行うこと。

##### 2. 学校体験活動の積極的な実施

学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことは、学校現場をより深く知ることができるとともに、自らの教師としての適格性を把握するための機会として有意義と考えられる。また、学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する人材として有益と考えられる。

各大学においては、「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」によって教育実習（養護実習，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習）の一部に含むことができようになった学校体験活動のほか，大学が独自に設定する科目や教職課程外の科目も含め，こうした機会の充実に積極的に取り組むこと。

### 3. 教育実習の適切な実施

教育実習の実施については，学校や教育委員会との連携体制の中で，大学として責任を持って指導に当たるとともに，学校の作成書類の精選やより負担の少ない実施時期の検討など，学校の負担軽減に留意すること。

### 4. 附属学校における取組の推進

附属学校を置く大学においては，それぞれの大学・附属学校の設置形態や目的等に応じて，学校における働き方改革の推進に積極的に取り組んでいくことが期待される。

特に附属学校を置く国立大学は，設置する附属学校において率先して勤務時間管理を行うとともに，附属学校の連合組織とも連携して業務改善に関する好事例を蓄積し，その効果や具体的な取組方法等のモデルをエビデンスに基づいてわかりやすく全国の学校に示すこと。

担当：総合教育政策局教育人材政策課企画係  
渡邊，内藤  
TEL：03-5253-4111（代表）内線 3196

※ 本通知文中の「添付資料」は「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け 30文科初第1497号文部科学事務次官通知）です。当該通知については、文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf)）を御確認ください。なお、「16. 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）【概要】」に当該通知の概要を掲載しています。

学校における働き方改革に関する取組の徹底について  
 (平成31年3月18日付 各都道府県知事・教育委員会教育長等宛 事務次官通知)【概要】

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、各教育委員会及び各学校がそれぞれの権限と責任において取り組むことが重要と考えられる方策を整理し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を呼びかけるもの。
- 同時に、各地方公共団体の長に対して、教育委員会への積極的な支援を依頼。  
※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組

- 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会のある教職員の勤務時間管理の徹底
- ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進 等

(2) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
- 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- 教職員が確実に休日を確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
- 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備 等

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
- 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）  
※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について(通知)」(平成31年3月29日)についても参照

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価
- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用 等

## 2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

### (1) 基本的な考え方

- 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

### (2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方(※下表)に基づき、役割分担・適正化のために必要な取組の実施

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 進下校に関する対応</li> <li>② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰導された時の対応</li> <li>③ 学校権収金の徴収・管理</li> <li>④ 地域ボランティアとの連絡調整</li> </ul> <p>※ この業務の取組に際して、地方公共団体・学校委員会、保護者、地域住民等、児童生徒や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 調査・統計等への回答等(半期間等)</li> <li>⑥ 児童生徒の休み時間における対応(給食、給食ボランティア等)</li> <li>⑦ 校内清掃</li> <li>⑧ 部活動(部活動指導員等)</li> </ul> <p>※ 部活動の設置・運営は社会上の基準ではないが、ほとんどが学校、専任職員、多くの部活動顧問を担う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 給食時の対応(学級主任と栄養教諭等との連携等)</li> <li>⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</li> <li>⑪ 学習準備や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</li> <li>⑫ 学校行事の準備・運営(専任職員等との連携、一部外部委託等)</li> <li>⑬ 連絡指導(専任職員等との連携、協力等)</li> <li>⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携、協力等)</li> </ul>

- (例)
- 調査・統計等への回答等  
調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、複数調査の一元化、首長部局や民間団体等が実施する調査について学校負担を軽減する周知方法等の要請・精選 等
  - 部活動  
採用や人事配置等において部活動指導力は付随的な位置づけであること留意、学校に設置する部活動の数の適正化、複数学校による合同活動や地域クラブ等との連携の推進、将来的に部活動を学校単位から地域単位の取組にすることの検討 等
  - 給食時の対応  
学級担任と栄養教諭の連携、複数学年の一斉給食等の工夫、アレルギーマルキーマ対応の事故防止を最優先とした複雑でない対応 等

- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築
- ICTやOA機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選 等

- (3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組みむべき方策
- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
  - 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続けているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務(夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等)の大胆な削減
  - 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有 等
- (4) 学校が作成する計画等の見直し
- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化などの取組の推進
  - 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応 等
- (5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査 等

### 3. 学校の組織運営体制の在り方

- (1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援
- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
  - 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
  - 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りではなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
  - 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
  - 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大 等

### (2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備 等

### 4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進 等

※「学校における働き方に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）については、文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf)）を御確認ください。